

富里市財政白書

(平成 29 年度決算版)



平成 31 年 3 月作成

(vol. 8)

目 次

第1部	富里市の概要	1
1	位置及び面積	1
2	沿革	1
3	県内における富里市の市勢	3
4	富里市の土地利用	4
5	産業別就業人口	5
6	人口	6
第2部	普通会計の概要	8
1	普通会計決算の概要	8
(1)	普通会計決算の状況	8
①	決算規模【歳入・歳出決算額】	8
②	決算収支【実質収支・単年度収支・実質単年度収支】	10
(2)	歳入の状況	11
①	科目別歳入決算額の推移【歳入の内訳】	11
②	市税の推移【税目別・徴収率】	12
③	地方交付税の推移【普通・特別】	14
④	一般財源の推移【経常・臨時・一般財源の比率】	15
⑤	自主財源の推移【自主財源・依存財源の比率】	17
(3)	歳出の状況	18
①	目的別歳出決算額の推移	18
②	性質別歳出決算額の推移	19
③	人件費の推移	20
④	扶助費の推移【目的別・財源別】	21
⑤	公債費の推移と交付税措置	23
⑥	普通建設事業費の推移【目的別・財源別】	24
⑦	その他の経費の推移【経常的物件費，補助費等，繰出金】	26
(4)	基金の状況【残高の推移】	29
(5)	地方債の状況【残高の推移(目的別)】	30
(6)	家計簿【お家にたとえると】	31
(7)	市民一人当たりの決算状況【人にたとえると】	32
2	財政指標・分析	33
(1)	主な財政指標の推移	33
①	財政力指数	34
②	経常収支比率	35
③	県内他市との比較（平成29年度 財務指標）	36
(2)	健全化判断比率の状況	37
①	実質赤字比率	37
②	連結実質赤字比率	37
③	実質公債費比率	38
④	将来負担比率	38

⑤ 県内他市との比較（平成 29 年度 健全化判断比率）	39
第 3 部 地方公会計制度による分析	40
1 地方公会計制度について	40
(1) 地方公会計改革の背景	40

※ この白書の数値については、整合性を保つため、各項目で適時端数調整をしています。

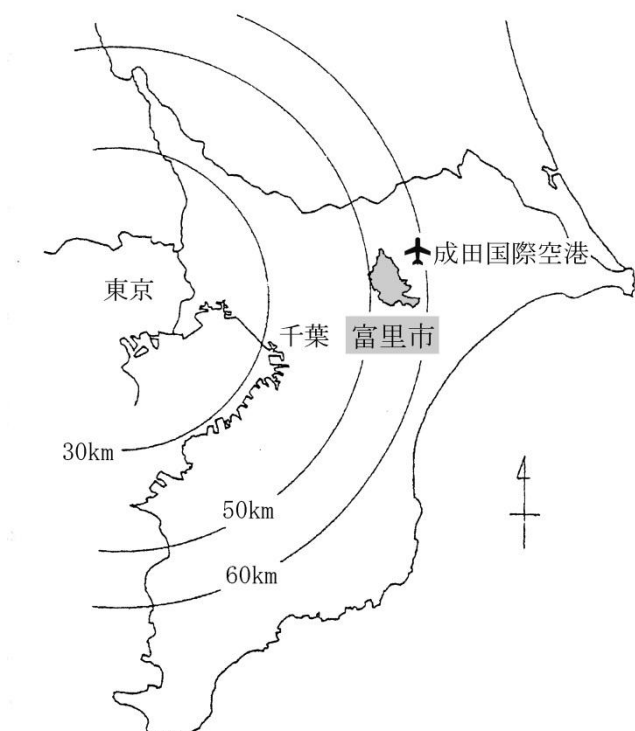
第1部 富里市の概要

1 位置及び面積

富里市の面積 53.88 km²

千葉県の面積 5,157.61 km² 全国都道府県市町村別面積調（平成29年10月参考値）

富里市は、千葉県北部の北総台地のほぼ中央に位置し、東西約10km、南北約11km、面積53.88km²を有する市です。東京都心から東に50～60km圏、成田空港からは西に約4kmの所に位置しています。東は芝山町、西は酒々井町、南は八街市・山武市、北は成田市に接していて、北総台地の高台地帯である本市は、高崎川、根本名川の源をなし、肥沃な農地や自然環境に恵まれています。



1. 位置（市役所の位置）

富里市七栄 652 番地 1

東経 140 度 20 分 46 秒

北緯 35 度 43 分 24 秒

2. 広さ

東西 約 10km

南北 約 11km

3. 周囲

約 50km

4. 標高

最高 約 44m

最低 約 8m

2 沿革

江戸時代の富里は大部分が佐倉藩領に属しており、わずかに立沢新田などの一部が天領となっていました。この頃の富里は広大な山林原野が広がり、中央部や東部に広がる原野は佐倉七牧に数えられる内野牧（七栄）、高野牧（十倉）と呼ばれ、馬の放牧が行われているほか、山栗の産出や薪炭業、米作が主な産業でした。

明治に入ると、富里の所轄はめまぐるしく変貌し、明治2年に富里の一部が葛飾県に、明治3年に葛飾県に属する部分が佐倉藩領に編入、明治4年7月に佐倉藩は佐倉県と改称されますが同年11月には周辺の7県の合併で印旛県に、そして明治6年に印旛県は木更津県と合併し千葉県となり、富里は千葉県域に含まれることになりました。

明治17年の連合戸長役場制の施行に伴い、七栄村ほか12の村が連合することにより富里村の基礎が成立し、その後明治22年の市制町村制の施行により、この13の村が集まり、「十三の里（村）」から富里村が誕生しました。

殖産政策に力を入れていた明治政府は、荒れ地の耕地化や失業者の救済を目的とした下総牧開墾事業の推進を図るため、東京府内の商人たちによって開墾会社を設立させ、明治3年から七栄や十倉に入植が始まり、原野の開墾が進みました。また、明治8年には御雇外人のデダフルシュ・アップ・ジョンスが内務卿大久保利通に、常陸、下総、上野の荒蕪地調査の上申書を提出し、荒蕪地の開拓営農の方法を提言したことにより、大久保内務卿は十倉、七栄地区を下総牧羊地に選定し、日本で最初の洋式大農法による牧場が建設されることになりました。そして、両国地区に勸業寮本庁が設置され、明治21年には宮内省下総御料牧場と称し発展の一途をたどりました。明治、大正時代は官庁所轄地の払い下げによる開拓が進められ、昭和時代に入り、戦後は農地解放により戦災者、復員軍人、外地引揚者などによる開拓が進められ、現在も富里の主要産業である農業はこのころから長期にわたり豊かな農村として発展してきました。

明治期の主な作物としては米、麦、小豆、茶、その他特産物として「佐倉炭」を産出し、大正期には米、麦、サツマイモ、落花生など、そして昭和に入ると落花生、さといも、スイカ、ごぼう、にんじんなどが盛んに栽培されました。なかでも、スイカについては、昭和8年に千葉県立農業試験場で「都一号」を作出したことから、富里でもスイカ栽培を取り入れ、昭和11年には皇室へ献上しています。以降、「富里スイカ」の名は全国に広まり、全国でも有数の出荷量を誇ります。

一方、高度成長期終盤の昭和40年代に入ると、成田空港および関連施設の建設や首都圏の外延的拡大などにより、富里は都市化の影響を大きく受けることになります。特に成田空港の歴史と富里の人口増加は密接な関係にあり、昭和41年の成田空港建設の閣議決定、同46年には東関東自動車道が富里インターチェンジまで開通、同53年に成田空港が開港し、同61年成田空港二期工事開始までの20年間に、富里の人口は1万2千人から約3倍の3万6千人になりました。

また、農村の風景が広がる大地に大規模な住宅団地や工業団地などが完成するなど都市化が進み、制度上でも平成2年9月に富里は首都圏整備法による近郊整備地帯に、平成16年には多極分散型国土形成促進法に基づき計画された成田・千葉ニュータウン業務核都市の一部として、七栄新木戸から日吉台地区の約314haが指定を受け、都市的な更なる発展が期待されています。

富里は、明治22年に富里村として誕生し、昭和60年4月1日に富里町に、そして平成12年10月の国勢調査で人口が5万人を突破したことを機に、更に地域に密着した独自性のあるまちづくりを進めるための最善の方策として市制をめざし、平成14年4月1日、千葉県で33番目の市、「富里市」として新たなスタートをきりました。

富里市は、富里固有の自然や歴史を守り育てながら、住民が豊かな生涯をおくることができるよう、市民と市が共に進める協働のまちづくりの考え方のもと、総合計画に掲げた「人と緑が調和し 未来を拓く臨空都市 とみさと」の将来像の実現に向け、さまざまな行政施策を展開しています。

3 県内における富里市の市勢

(指標で知る千葉県より)

項 目 (時 点)	値 (県内 54 市町村中の順位)	備 考
面積 (H29. 10. 1 現在)	53. 88k m ² (大きいほうから 33 位)	国土交通省国土地理院 「全国都道府県市区町村別面積調」
人口 (H27. 10. 1 現在)	49, 636 人 (多いほうから 29 位)	平成 27 年国勢調査結果
生産年齢人口比率 (H29. 4. 1 現在)	63. 2% (高いほうから 7 位)	千葉県年齢別・町丁字別人口 生産年齢人口(15~64 歳人口)÷住民基本台帳人口
経営耕地面積・販売農家 1 戸あたり(H27. 2. 1 現在)	207. 7 アール (高いほうから 14 位)	2015 年農林業センサス結果概要 経営耕地面積(販売農家)÷販売農家数
生産農業所得・農家 1 戸あたり (平成 18 年)	446 万 3 千円 (高いほうから 3 位)	関東農政局千葉農政事務所 千葉県生産農業所得統計 生産農業所得÷農家戸数
事業所数・可住地面積 1k m ² あたり(H26. 7. 1 現在)	35. 1 所 (多いほうから 23 位)	平成 26 年経済センサス-基礎調査 事業所数(民営)÷可住地面積
財政規模・人口 1 人あたり決算額 (平成 27 年度)	316, 676 円 (高いほうから 39 位)	市町村別決算状況調 歳出総額÷住民基本台帳人口(H28. 1. 1)
財政力指数 (平成 25 年度から平成 27 年度平均)	0. 77 (高いほうから 24 位)	市町村別決算状況調 (基準財政収入額÷基準財政需要額)の 3 ヶ年度の平均値
経常収支比率 (平成 27 年度)	91. 3 (高いほうから 16 位)	市町村別決算状況調 経常経費充当一般財源等÷(経常一般財等 総額+減収補填債特例分+臨時財政対策債)
将来にわたる債務・人口 1 人あたり決算額 (平成 27 年度)	369, 395 円 (高いほうから 29 位)	市町村別決算状況調 (地方債現在高+債務負担行為未払残高) ÷住民基本台帳人口(H28. 1. 1)
将来の財政負担額比率 (平成 27 年度)	102. 3% (高いほうから 8 位)	市町村別決算状況調 (地方債現在高+債務負担翌年度以降支出 予定額-積立金額)÷歳入総額

4 富里市の土地利用

(単位 ヘクタール)

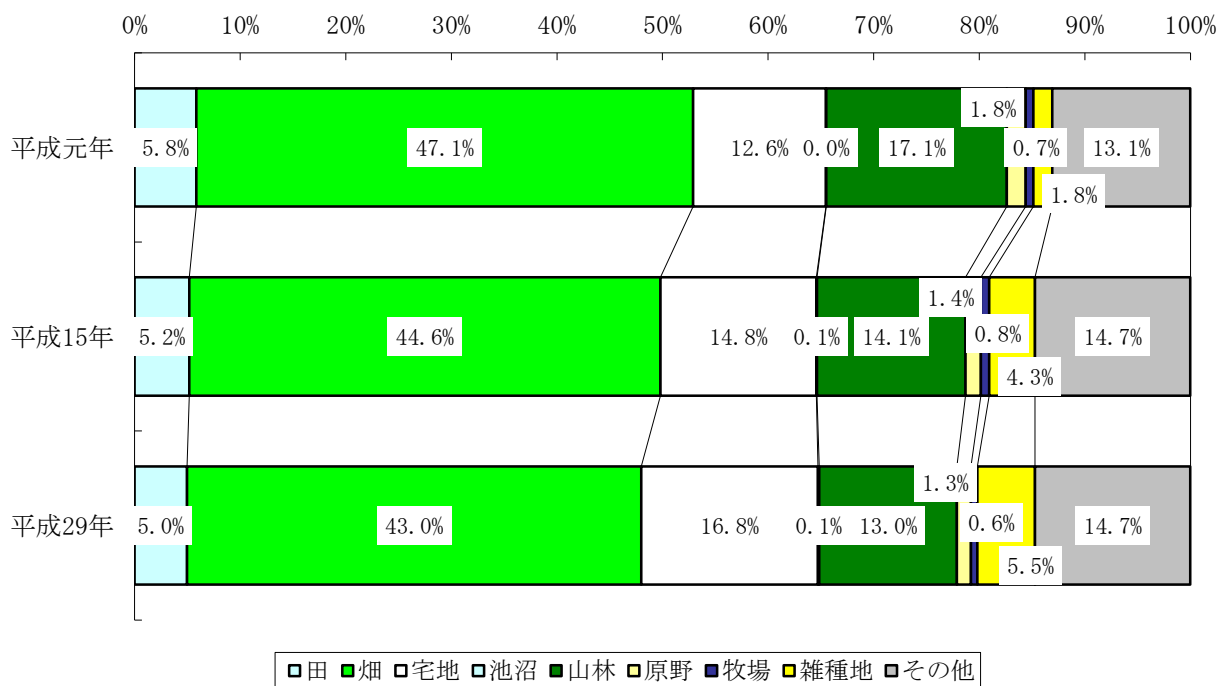
固定資産概要調書

年	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	牧場	雑種地	その他
平成元年	5,354.4	312.5	2,520.3	673.1	1.5	916.4	94.7	40.0	94.8	701.1
平成7年	5,391.0	288.4	2,470.7	735.1	3.1	814.1	77.3	41.1	201.0	760.2
平成24年	5,391.0	274.4	2,349.7	882.7	3.0	734.7	75.4	39.0	242.7	789.4
平成25年	5,391.0	273.8	2,343.3	890.5	3.0	729.5	75.5	39.0	246.1	790.3
平成26年	5,391.0	271.7	2,336.1	890.3	2.9	725.5	74.7	36.9	263.0	789.9
平成27年	5,388.0	269.7	2,331.1	897.3	3.7	717.4	73.3	32.3	275.3	787.9
平成28年	5,388.0	266.9	2,325.3	899.4	6.2	709.2	72.1	33.2	283.2	792.4
平成29年	5,388.0	266.8	2,318.2	902.4	6.2	702.2	71.9	33.2	294.6	792.5

1月1日現在

資料 課税課

地目別土地面積の推移



5 産業別就業人口

産業（大分類）別 15 歳以上就業者数

国勢調査

産 業（大分類）	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	就 業 者 数 (人)	構 成 比 (%)	就 業 者 数 (人)	構 成 比 (%)	就 業 者 数 (人)	構 成 比 (%)
総数	27,571	100.0	26,417	100.0	24,939	100.0
第 1 次産業	2,838	10.3	2,195	8.3	2,131	8.5
農業	2,834	10.3	2,188	8.3	2,127	8.5
林業・狩猟業	4	0.0	4	0.0	3	0.0
漁業	－	－	3	0.0	1	0.0
第 2 次産業	5,727	20.7	4,934	18.7	4,771	19.1
鉱業	4	0.0	4	0.0	2	0.0
建設業	2,368	8.6	1,979	7.5	1,969	7.9
製造業	3,355	12.1	2,951	11.2	2,800	11.2
第 3 次産業	18,825	68.3	17,576	66.5	16,832	67.5
電気・ガス・水道・熱供給業	92	0.3	70	0.3	54	0.2
運輸・通信業	4,161	15.1	4,001	15.1	3,718	14.9
卸売・小売業・飲食店	6,110	22.2	5,550	21.0	5,330	21.4
金融・保険業	418	1.5	391	1.5	364	1.5
不動産業	322	1.2	442	1.7	458	1.8
サービス業	6,924	25.1	6,450	24.4	6,257	25.1
公務	798	2.9	672	2.5	651	2.6
分類不能の産業	181	0.7	1,712	6.5	1,205	4.9

10 月 1 日現在

資料 企画課

6 人口

人口と世帯数の推移

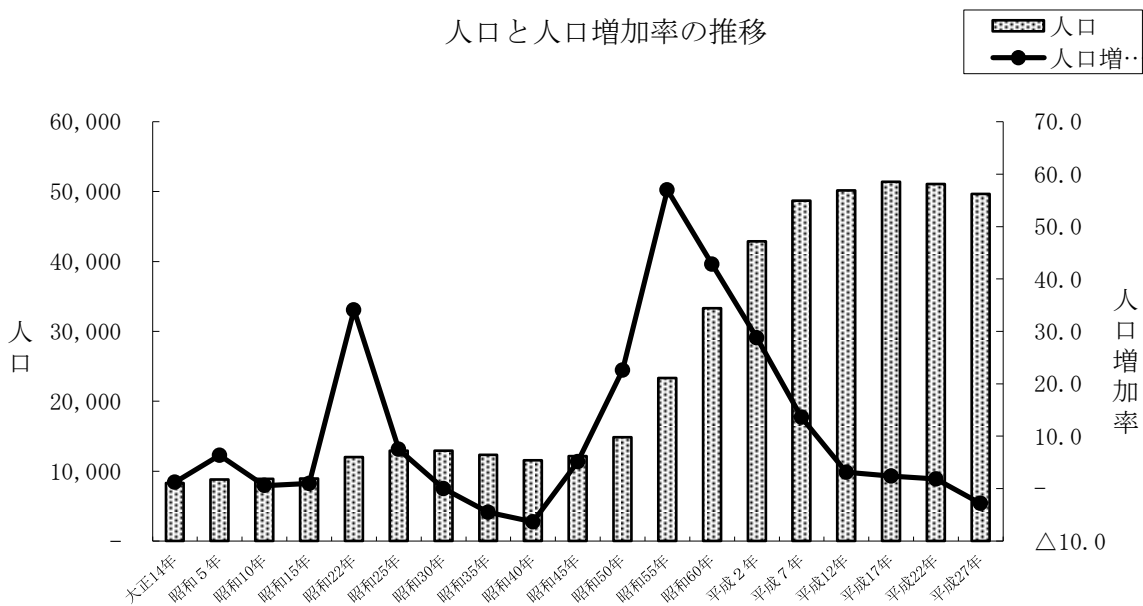
国勢調査

年	世帯数 (戸)	人 口			比較増減		一世帯 あたり 人 員 (人)	人 口 増加率 (%)
		総数 (人)	男 (人)	女 (人)	世帯数 (戸)	人口 (人)		
大正 14 年	1,590	8,282	4,081	4,201	26	101	5.2	1.2
昭 和 5 年	1,637	8,808	4,354	4,454	47	526	5.4	6.4
昭和 10 年	1,550	8,859	4,422	4,437	△87	51	5.7	0.6
昭和 15 年	1,563	8,944	4,454	4,490	13	85	5.7	1.0
昭和 22 年	2,121	11,993	5,875	6,118	558	3,049	5.7	34.1
昭和 25 年	2,318	12,891	6,357	6,534	197	898	5.6	7.5
昭和 30 年	2,339	12,889	6,320	6,569	21	△2	5.5	△0.0
昭和 35 年	2,341	12,307	6,011	6,296	2	△582	5.3	△4.5
昭和 40 年	2,375	11,524	5,608	5,916	34	△783	4.9	△6.4
昭和 45 年	2,675	12,116	6,041	6,075	300	592	4.5	5.1
昭和 50 年	3,558	14,852	7,549	7,303	883	2,736	4.2	22.6
昭和 55 年	6,469	23,315	11,929	11,386	2,911	8,463	3.6	57.0
昭和 60 年	9,355	33,291	16,867	16,424	2,886	9,976	3.6	42.8
平 成 2 年	12,579	42,852	21,690	21,162	3,224	9,561	3.4	28.7
平 成 7 年	15,528	48,666	24,703	23,963	2,949	5,814	3.1	13.6
平成 12 年	17,102	50,176	25,661	24,515	1,574	1,510	2.9	3.1
平成 17 年	18,652	51,370	26,229	25,141	1,550	1,194	2.8	2.4
平成 22 年	19,701	51,087	26,052	25,035	1,049	△283	2.6	△0.6
平成 27 年	20,057	49,636	25,182	24,454	356	△1,451	2.5	△2.8

10月1日現在

資料 企画課

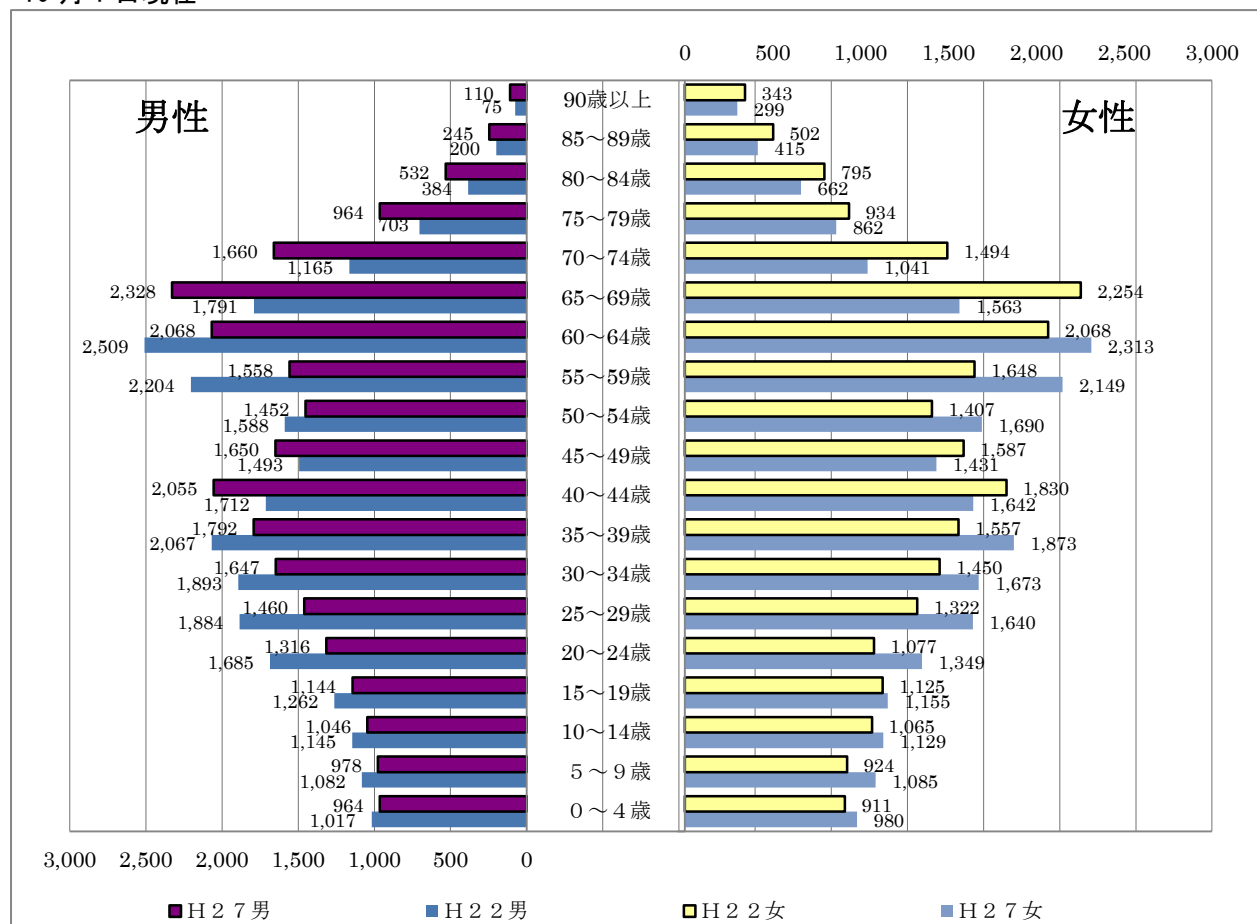
人口と人口増加率の推移



区分	平成 22 年			平成 27 年		
	総数	男	女	総数	男	女
総 数	51,087	26,052	25,035	49,636	25,182	24,454
0～4	1,997	1,017	980	1,875	964	911
5～9	2,167	1,082	1,085	1,902	978	924
10～14	2,274	1,145	1,129	2,111	1,046	1,065
15～19	2,417	1,262	1,155	2,269	1,144	1,125
20～24	3,034	1,685	1,349	2,393	1,316	1,077
25～29	3,524	1,884	1,640	2,782	1,460	1,322
30～34	3,566	1,893	1,673	3,097	1,647	1,450
35～39	3,940	2,067	1,873	3,349	1,792	1,557
40～44	3,354	1,712	1,642	3,885	2,055	1,830
45～49	2,924	1,493	1,431	3,237	1,650	1,587
50～54	3,278	1,588	1,690	2,859	1,452	1,407
55～59	4,353	2,204	2,149	3,206	1,558	1,648
60～64	4,822	2,509	2,313	4,136	2,068	2,068
65～69	3,354	1,791	1,563	4,582	2,328	2,254
70～74	2,206	1,165	1,041	3,154	1,660	1,494
75～79	1,565	703	862	1,898	964	934
80～84	1,046	384	662	1,327	532	795
85～89	615	200	415	747	245	502
90歳以上	374	75	299	453	110	343
不詳	277	193	84	374	213	161

10月1日現在

資料 企画課



第2部 普通会計の概要

1 普通会計決算の概要

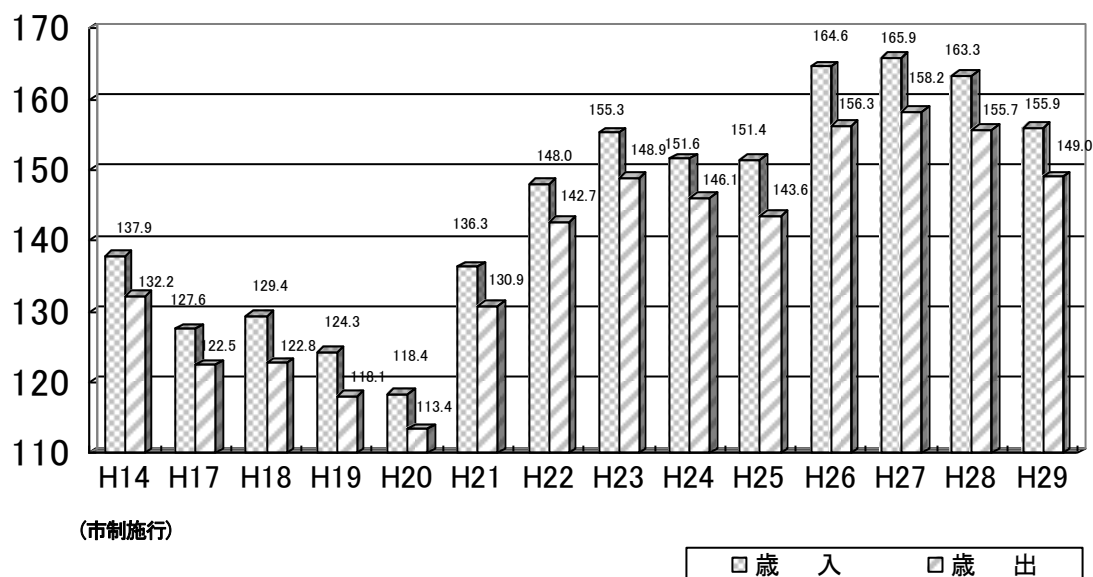
(1) 普通会計決算の状況

① 決算規模【歳入・歳出決算額】

富里市の平成29年度決算は、歳入が155億9,421万1千円（前年度比7億3,642万3千円 4.5%減）、歳出が148億9,679万1千円（前年度比6億7,011万8千円 4.3%減）となりました。歳入は、市税や各交付金等が増加しましたが、大型施設建設事業の終了に伴い地方債等が減少したことなどにより、また、歳出は、人件費等と昨年度に引き続き補助費等と公債費などが増加しましたが、投資的経費が減少したことなどにより、前年度決算を下回りました。

億円

決 算 規 模



～ 普通会計とは ～

普通会計とは、一般会計と公営事業会計以外の特別会計を合算して、会計間のお金の移動を控除したものです。地方公共団体ごとに設置されている特別会計が異なることから、自治体間の財政比較を行い、統一的な掌握ができるようにするために、地方財政統計上に用いられる会計区分です。

富里市の場合、一般会計と公共用地先行取得事業特別会計以外は全て公営事業会計（国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計）です。

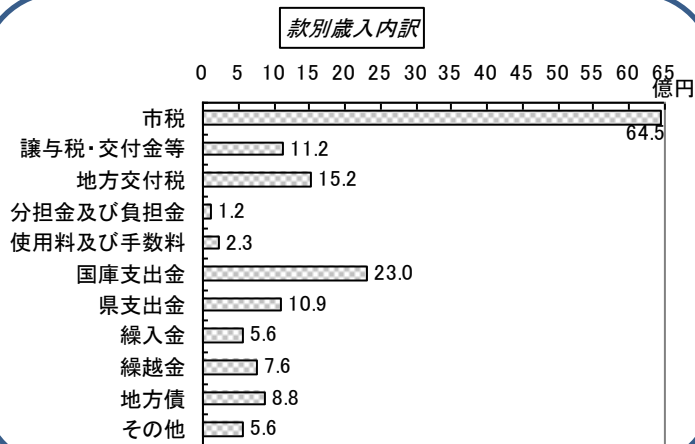
したがって、富里市の場合、一般会計と公共用地先行取得事業特別会計の合算額から、繰出金や繰入金など会計との相互間で重複する部分を控除し、統計処理上統一化するため、公営事業会計と経費の一部を調製したものが普通会計になります。

平成29年度決算の内訳

【款別歳入内訳】

自主財源である市税は、歳入の約41.4%を占め、主たる収入となっています。今年度は前年度比1.7%増となりました。

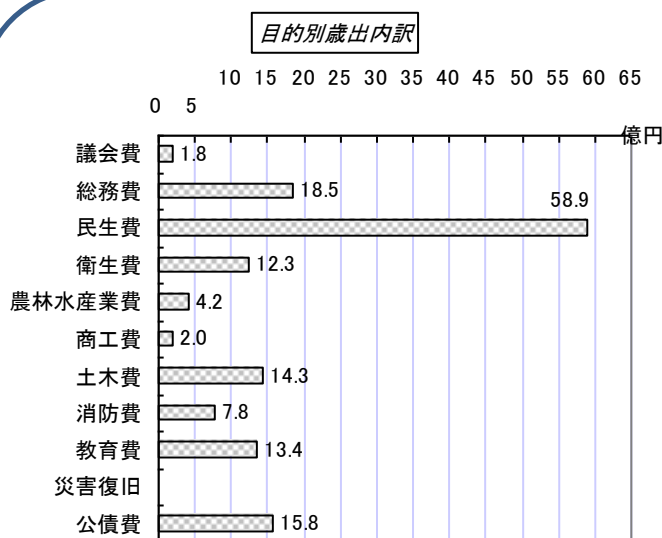
安定した財政運営のために、市税をはじめとする財源の確保が重要です。



【目的別歳出内訳】

民生費は、障害者総合支援介護・訓練等給付事業や、介護保険繰出事業、後期高齢者医療事業、生活保護事業などの増があったものの、子ども・子育て支援事業（繰越含む）の子ども・子育て環境整備、臨時福祉給付金給付事業が終了したことによる減です。

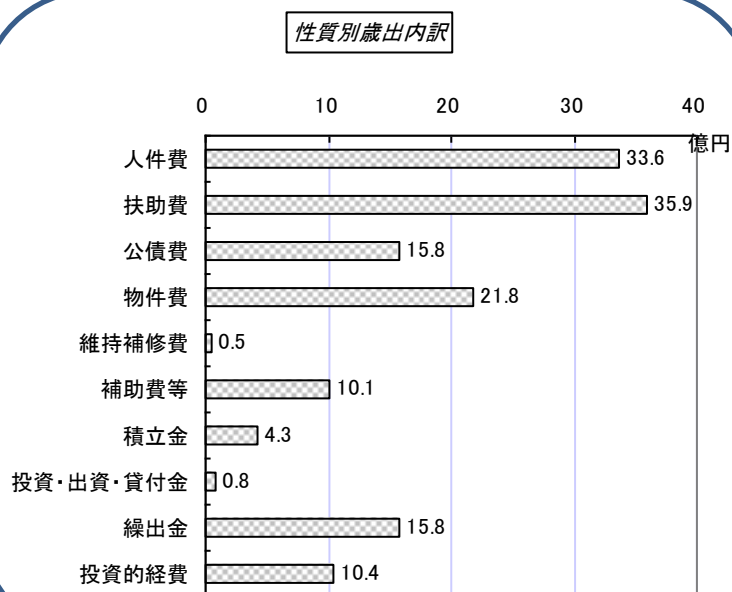
また、教育費についても減少しましたが、こちらについても、小学校施設バリアフリー化推進事業（繰越明許）等が終了したことによるものです。



【性質別歳出内訳】

扶助費については、施設介護・訓練等給付費、障害児給付費などの伸びがあるものの、年金生活者等支援臨時福祉給付金等の終了により減となりましたが、公債費については、大口借入の元金償還据置き期限を迎えたことから増となりました。

また、投資的経費では国庫補助事業分、単独事業分ともに普通建設事業の縮小により前年度比較で減少となりました。

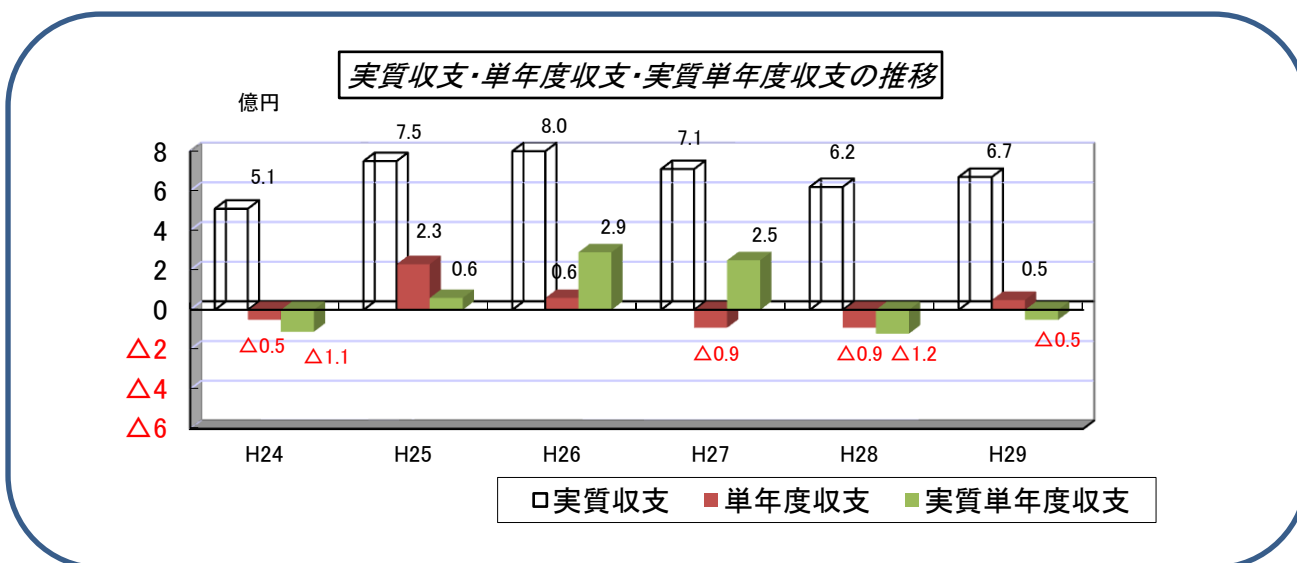


② 決算収支【実質収支・単年度収支・実質単年度収支】

～2年ぶりに単年度収支黒字及び2年連続で実質単年度収支は赤字～

当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額をあらわす実質収支は、前年度以前の決算で黒字になった分の繰越金が含まれています。そこで、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いたものを単年度収支といいます。この単年度収支がプラスのときは、当該年度に得た収入額によって当該年度の支出を賄っている状態といえます。また、基金の取り崩し、地方債の繰上償還など、実質的な赤字要素・黒字要素を考慮した実質単年度収支は、実際の財政状況を判断する上で重要です(下図参照)。

平成29年度の単年度収支は黒字となっています。地方財政の運営上、実質単年度収支は、収入と市民サービス等のバランスから赤字と黒字を繰り返すことになります。



《決算収支》

歳入決算額:A

歳出決算額:B

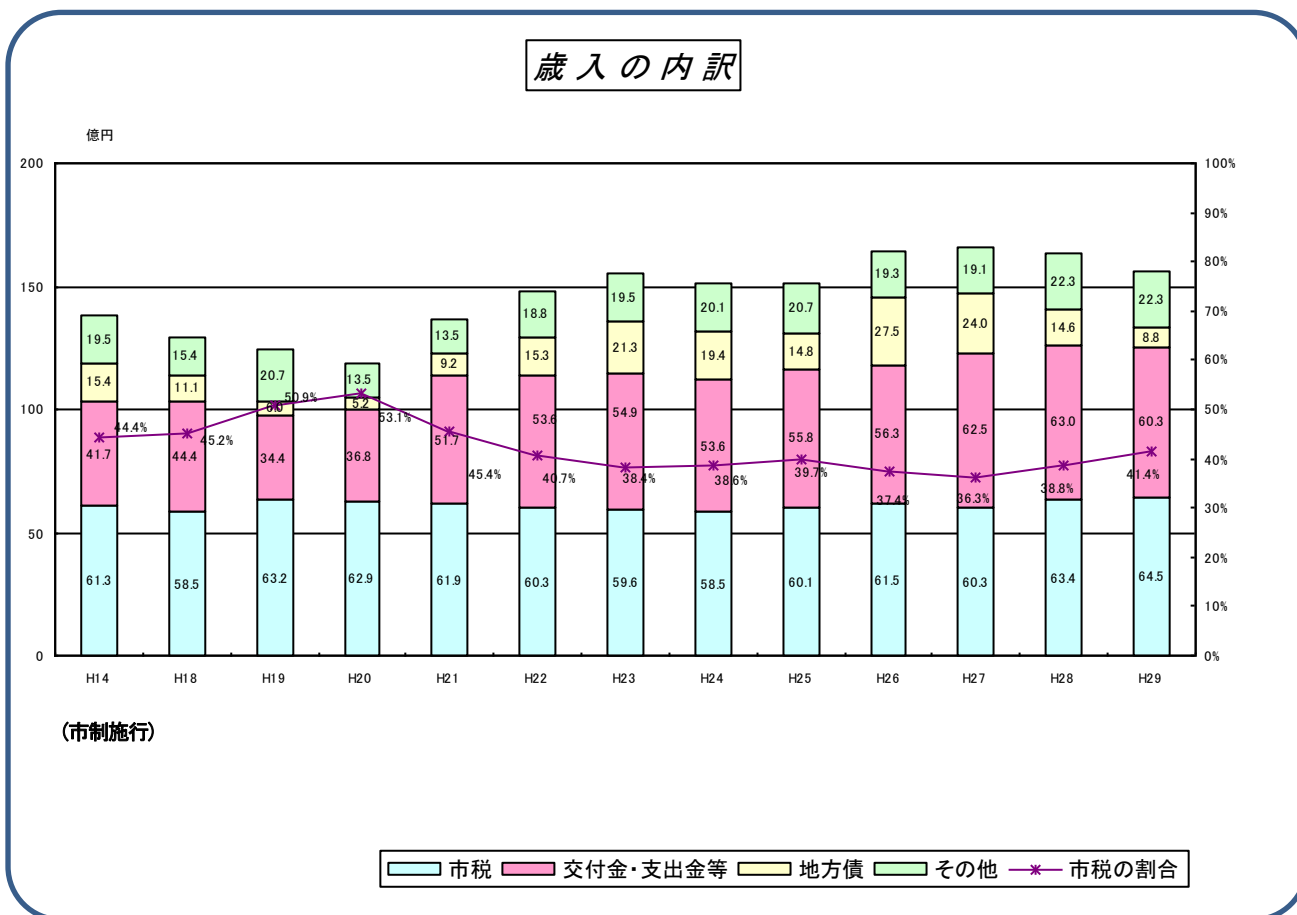
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(2)歳入の状況

① 科目別歳入決算額の推移【歳入の内訳】

～ 地方債減額に ～

平成29年度は、市税や各交付金等が増加したものの、地方交付税などの減、子ども・子育て環境整備事業の終了により地方債が減したことにより、歳入全体では、前年度から7億3,642万3千円の減となっています。



※ 交付金・支出金等は、国・県支出金，地方交付税，地方譲与税，利子割交付金，配当割交付金，株式等譲渡所得割交付金，地方消費税交付金，ゴルフ場利用税交付金，自動車取得税交付金，

地方特例交付金，交通安全対策特別交付金

※ その他は、分担金及び負担金，使用料，手数料，財産収入，寄附金，繰入金，繰越金，諸収入

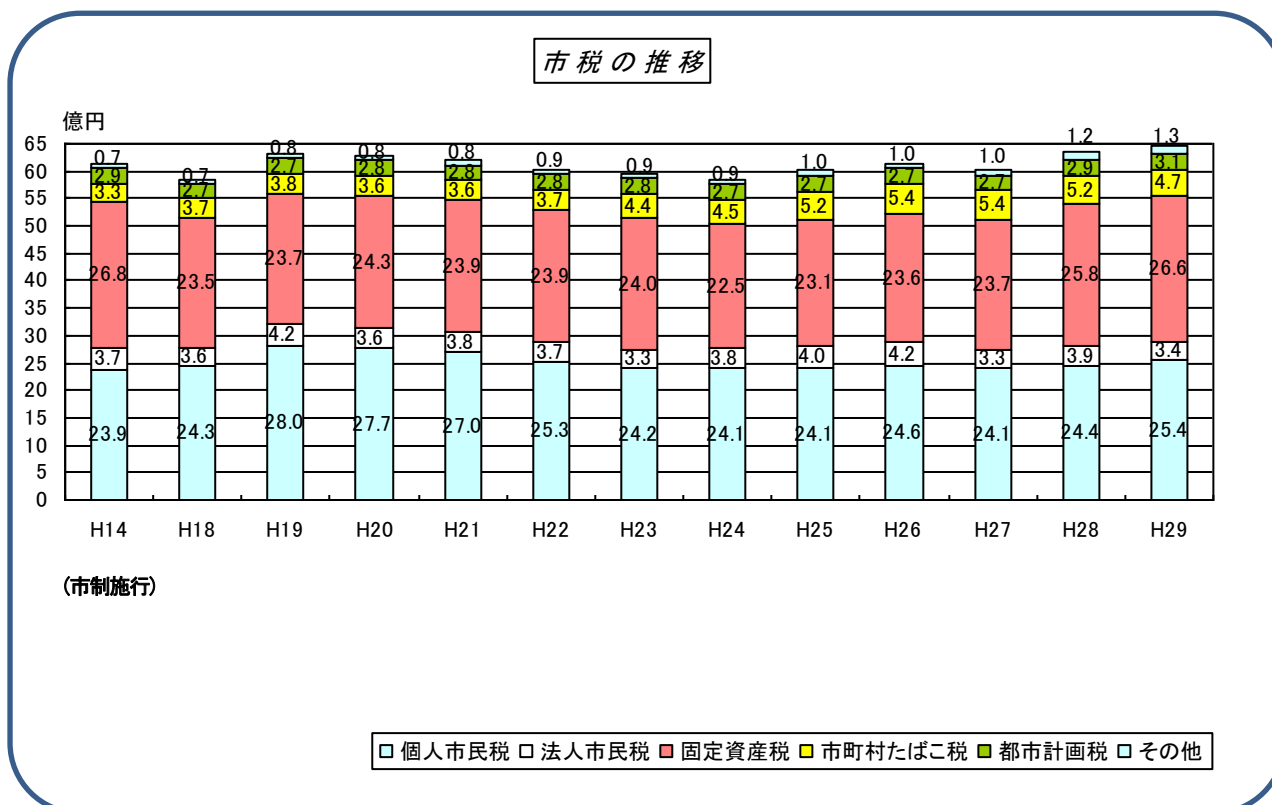
② 市税の推移【税目別・徴収率】

～平成29年度も増収へ～

平成29年度の市税収入は64億5,315万5千円となり、前年度より1億879万4千円の増となりました。

個人市民税は1億600万5千円、固定資産税は8,381万8千円、都市計画税は990万円、軽自動車税は762万3千円の増、法人市民税は4,679万2千円、市たばこ税は5,176万円の減となりました。

個人市民税は所得に応じて課税されるため、景気の動向に大きく左右されます。今後も、景気の動向には注視が必要です。



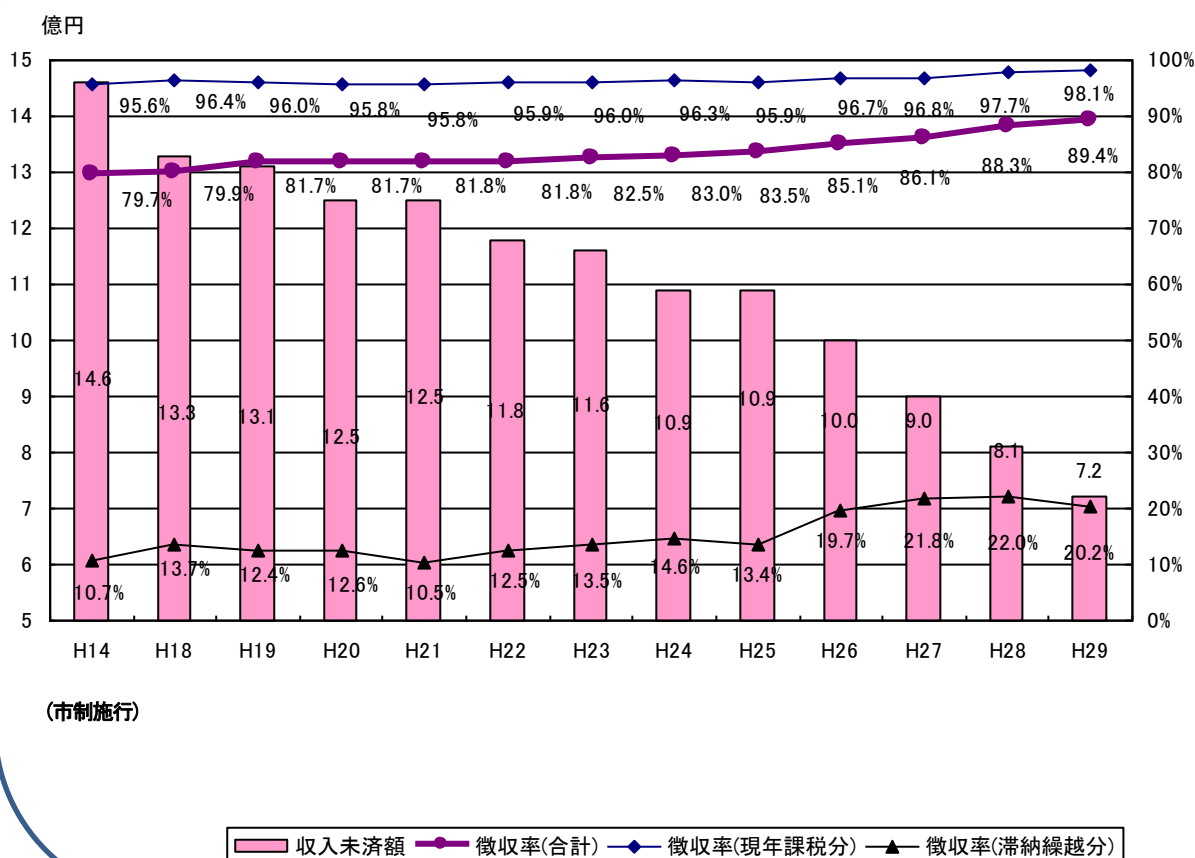
※ その他は、軽自動車税、特別土地保有税(平成15年度廃止、平成21年度以降収入なし)

市税の課税額に対する納付額の割合を、徴収率といいます。徴収率を上げることで、市税収入の不足を防ぐとともに、納税者負担の公平性を図ることが必要です。

本市の過去の徴収率は80%を割る状況で推移していました。そこで市では集中改革プラン(平成17年度から平成21年度まで)を策定し、自主財源の確保を図るべく改革を進めてまいりました。その後、第3次行政改革大綱改革プラン(平成22年度から平成26年度まで)を策定し、平成26年度時点で目標とする徴収率を達成しました。

現在は、第3次行政改革大綱改革プラン(平成27年度改訂版)を策定し、平成31年度まで徴収率1%向上(平成25年度比)を目標としており、平成29年度は1.14ポイント向上しました。景気の低迷が続く中、徴収率の向上は厳しい課題ではありますが、今後も、引き続き市税の徴収強化に努めます。

徴収率と収入未済額



*** 収入未済額とは ***

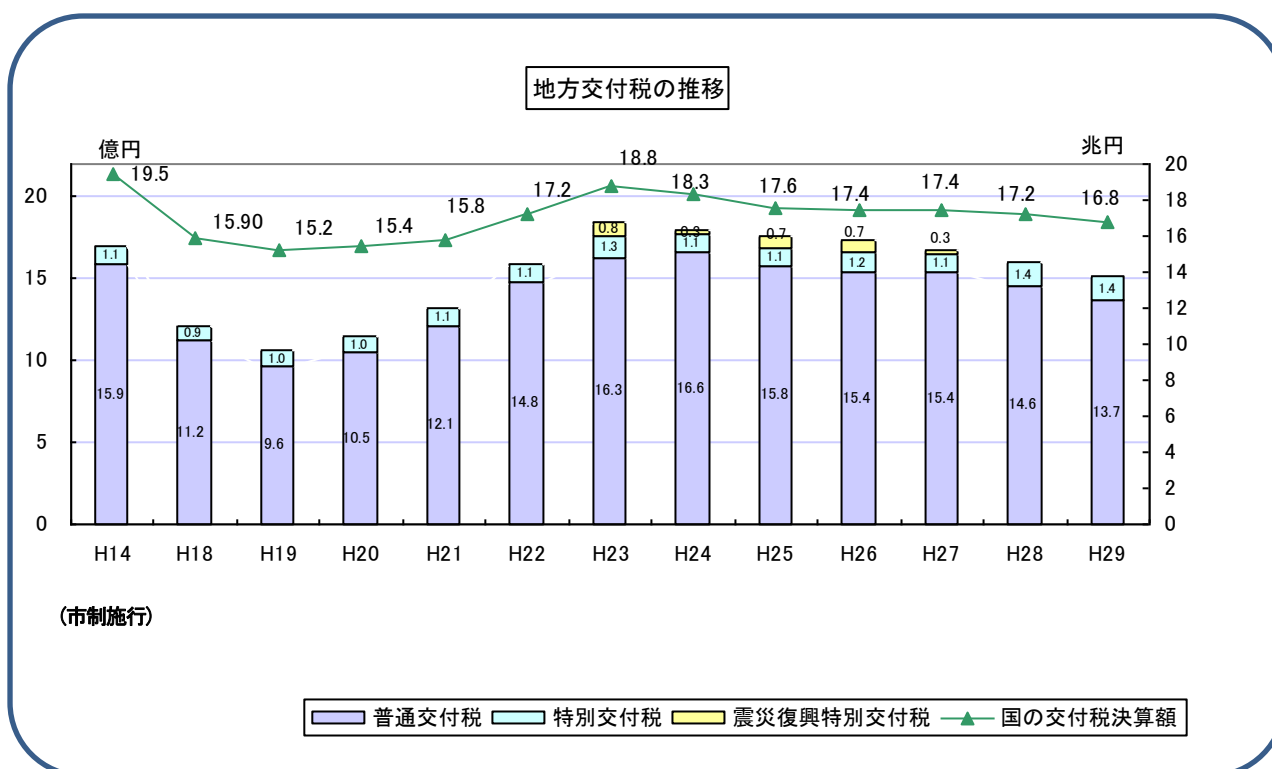
収入未済額とは、未収入額のうち、調定額(その年度に納付される予定の額)と実際に納付された額との差から不納欠損額(時効や相続放棄などで納付義務の消失した額)を控除した額のことです。

③ 地方交付税の推移【普通・特別】

地方交付税は、地方財源の均衡化を図り、一定水準の行政サービスを提供できるように、国税として国が代わって5税を徴収し（所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税の全額）の一定割合を、一定の基準に基づいて都道府県及び市町村に国が再配分する税という性格を持っています。使いみちが決められている補助金や委託金と異なり、その団体が自由に使える一般財源となるため、市にとって重要な財源の一つです。

平成29年度の普通交付税は、前年度と比べると9,590万円減の13億6,987万5千円が交付されました。

特別交付税については、前年度と比べて580万7千円増の1億4,420万8千円、また、震災復興特別交付税については、返還制度が新設され、国営かんがい排水事業復興枠分について、平成28年度未調整額36万2千円と平成29年度算定額17万5千円の差額18万7千円を返還手続きしました。



※ グラフの「国の交付税決算額」は、右目盛り

■ 地方交付税制度の概要(総務省ホームページより)

性 格 地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」(固有財源)という性格をもっています。

総 額 地方交付税の総額は、所得税・法人税の 33.1%(平成 27 年度から)、酒税の 50%(平成 27 年度から)、消費税の 22.3%(平成 26 年度から)、地方法人税の全額(平成 26 年度から)とされています。(地方交付税法第 6 条)。

種 類 地方交付税の種類は、普通交付税(交付税総額の 94%)及び特別交付税(交付税総額の 6%)とされています(地方交付税法第 6 条の 2、地方交付税法等一部改正法(平成 23 年法律第 5 号)附則第 2 条第 2 項)。

普通交付税の額の算定方法

普通交付税の額の算定方法は下式のとおりです。「基準財政需要額」、「基準財政収入額」等について以下に解説を加えております。

- ・各団体の普通交付税額 = (基準財政需要額 - 基準財政収入額) = 財源不足額
- ・基準財政需要額 = 単位費用(法定) × 測定単位(国調人口等) × 補正係数(寒冷補正等)
- ・基準財政収入額 = 標準的税収入見込額 × 基準税率(75%)

基準財政需要額

1 **基準財政需要額**・・・「基準財政需要額」とは、各地方団体の財政需要を合理的に測定するために、当該団体について地方交付税法第 11 条の規定により算定した額とされています(地方交付税法第 2 条第 3 号)。その算定は、各行政項目別にそれぞれ設けられた「測定単位」の数値に必要な「補正」を加え、これに測定単位ごとに定められた「単位費用」を乗じた額を合算することによって行われます。

2 **単位費用**・・・ 前述のとおり、財政需要は、各地方団体の測定単位に「単価」を乗じることによって算定されますが、この測定単位に乗ずる単価を「単位費用」とよんでいます。

単位費用は「標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準」として算定されています(地方交付税法第 2 条第 6 号)。

3 **補正係数**・・・ 基準財政需要額の算定にあたっては、すべての都道府県またはすべての市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられています。しかしながら、実際の各地方団体の測定単位当たりの行政経費は、自然的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増し又は割落としとしています。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数とよんでいます。

基準財政収入額・・・ 「基準財政収入額」とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第 14 条の規定により算定した額とされています(地方交付税法第 2 条第 4 号)。具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額となっています。

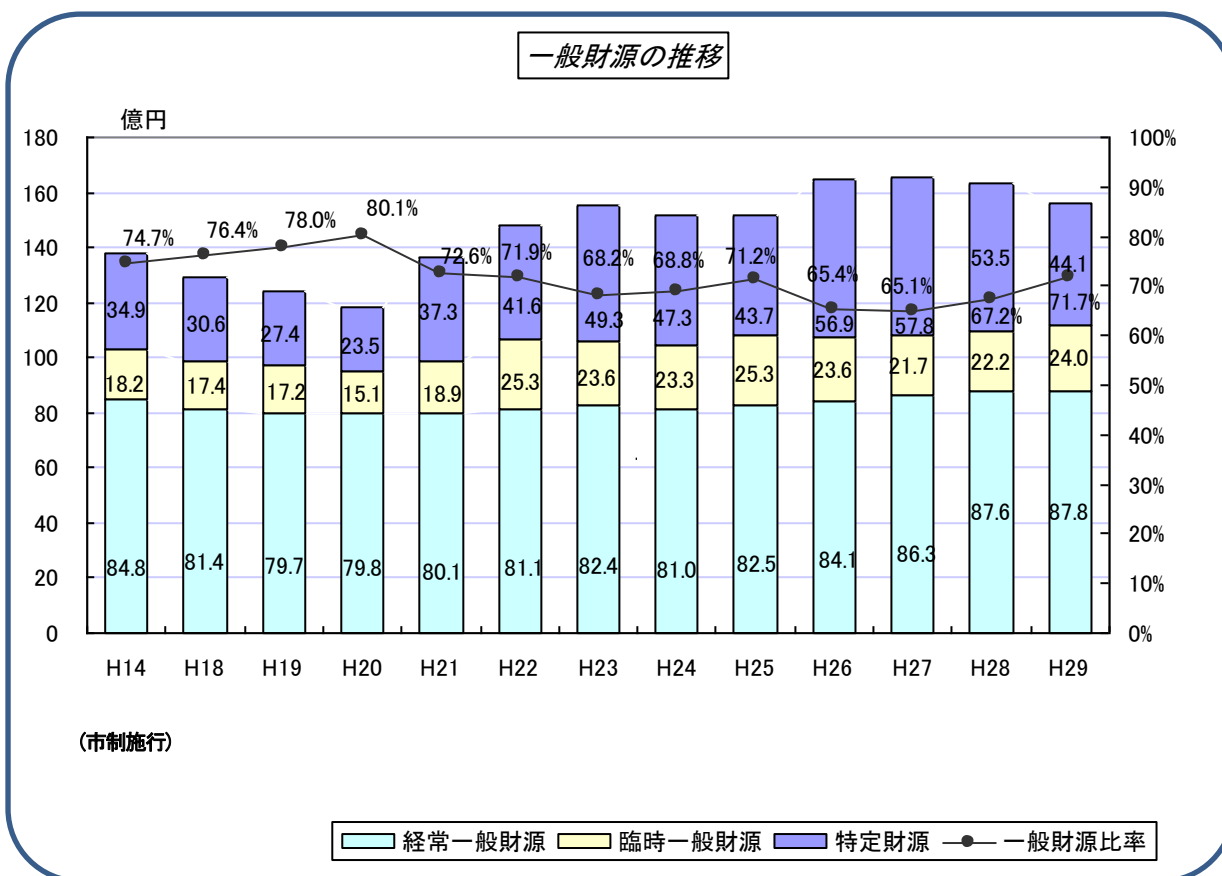
④ 一般財源の推移【経常・臨時・一般財源の比率】

市税・地方譲与税・地方交付税など、使う目的が限定されていない収入を「一般財源」といい、これに対して国・県支出金や使用料など、使う目的の決まっている収入を「特定財源」といいます。

一般財源のうち、毎年度経常的に収入されるものを「経常一般財源」といいます。具体的には、富里市の場合、市税（都市計画税は除きます。）、地方譲与税、地方交付税のうち普通交付税などをいいます。これに対し「臨時一般財源」は、地方交付税のうち特別交付税、財政調整基金繰入金、繰越金（繰越事業充当分は除きます。）など、臨時的に収入されるものをいいます。

歳入に占める一般財源の比率が高いほど、自治体が独自の事業を展開する能力が高いことを示しています。

平成29年度の一般財源は、地方交付税などが減となったものの、個人市民税・固定資産税・軽自動車税などの増により全体で2億423万円の増の11億8,550万4千円となりました。また、一般財源比率も、4.5ポイント増加しました。これは、経常一般財源として財産収入等が減となりましたが、経常一般財源として地方税、臨時的一般財源として繰入金などが増となったためです。



※ グラフの「一般財源比率」は、右目盛り

⑤ 自主財源の推移【自主財源・依存財源の比率】

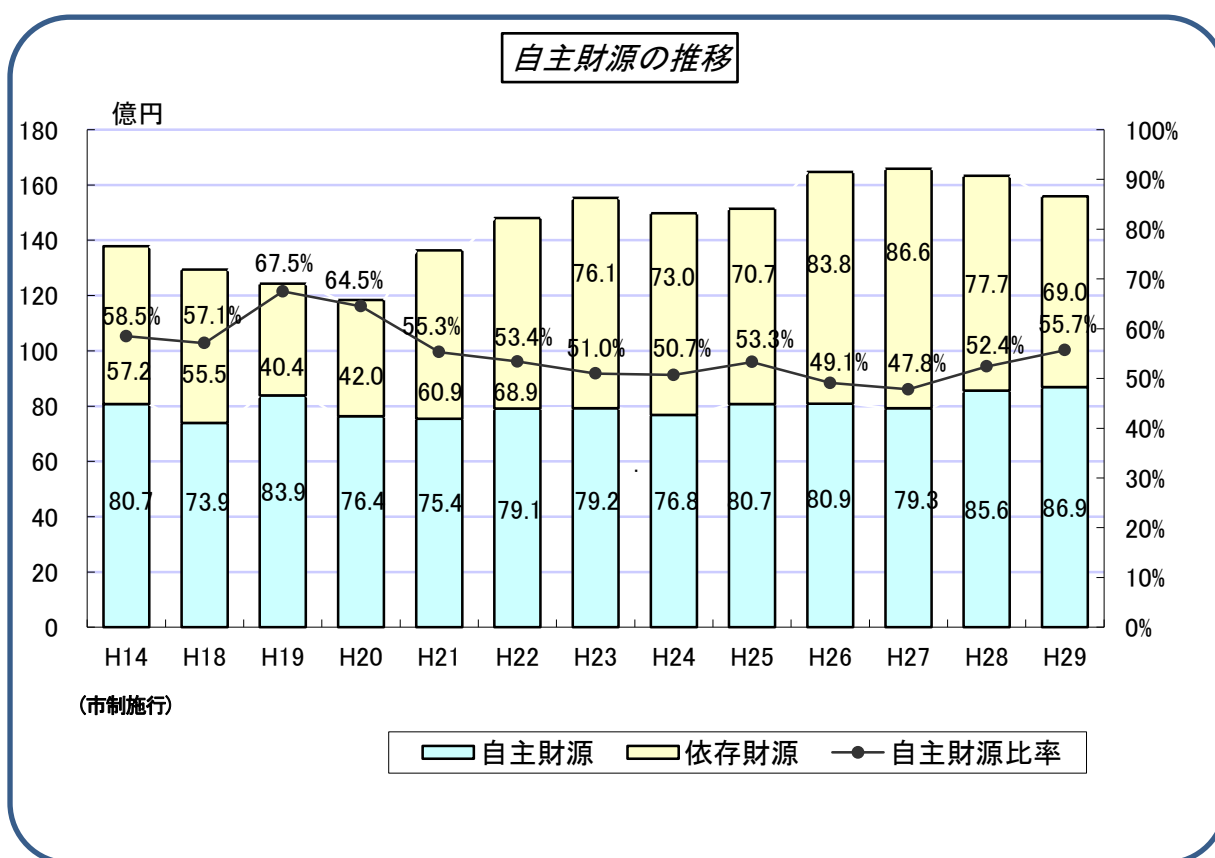
～2年連続で自主財源が依存財源より増加～

一般的に、自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保されるといわれています。富里市の歳入は、平成26年度から依存財源が自主財源を上回る状態が続いていましたが、平成28年度から自主財源が上回りました。

比率については、災害対策事業や大規模な建設事業などが増加する場合は、補助金などの依存財源を確保するため決算規模が増加するとともに、自主財源比率は低下することになります。

本市の自主財源の額は、おおむね70～80億円台で推移しています。平成29年度の自主財源は、86億8,746万1千円で、前年度より1億2,381万3千円増加しました。依存財源は69億675万円で、各交付金は増となっているが、子ども・子育て環境整備事業が終了したことにより地方債が減となり前年度より8億6,023万6千円減少しています。

なお、自主財源比率は55.7%と前年度より3.3ポイント増加しました。



※ グラフの「自主財源比率」は、右目盛り

自主財源… 市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入

依存財源… 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、

ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、

交通安全対策特別交付金、国・県支出金、地方債

(3) 歳出の状況

① 目的別歳出決算額の推移

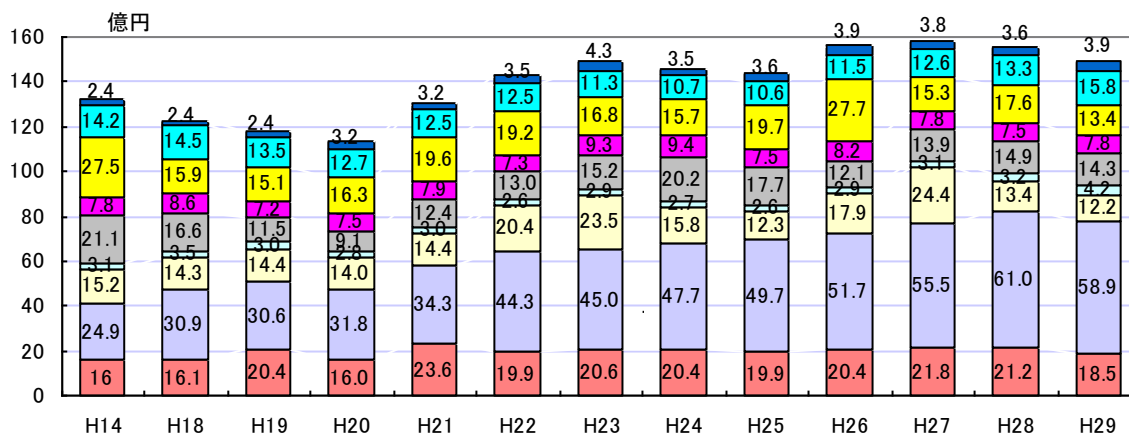
～農林水産業費の増加と民生費・教育費の減～

農林水産業費については、農業用水路整備事業の減などがあったものの、経営体育成支援事業（被災分含む）、県営畑地帯総合整備事業の増により、前年度と比べて1億577万6千円（33.6%）増加しました。

また、民生費については、障害者総合支援介護・訓練等給付事業や生活保護事業などの自然増があるが、子ども・子育て支援事業の子ども・子育て環境整備事業の終了に伴い、前年度と比べて2億882万6千円（△3.4%）減少したものの、市制施行時に比べ2.5倍程度まで増大しています。

なお、教育費については、小学校施設維持管理事業、小学校施設バリアフリー化推進事業（繰越明許）、中学校施設耐震化推進事業（繰越含む）の終了に伴い、前年度と比べて4億1,853万9千円（△23.8%）減少しました。

目的別歳出決算額の推移



(市制施行)

■ 総務費 ■ 民生費 ■ 衛生費 ■ 農林水産業費 ■ 土木費 ■ 消防費 ■ 教育費 ■ 公債費 ■ その他

※その他：議会費、商工費、災害復旧費

～ 目的別歳出決算額 ～

目的別分類：市の経費を行政の目的によって分類したもの【関連語】性質別分類

総務費：市役所の管理や職員の退職手当、徴税管理、戸籍住民台帳管理、選挙などに係る費用

民生費：保育所や生活保護費など、一定水準の生活と安定した社会生活の保障に係る費用

衛生費：各種健康診断やごみ処理など、健康で衛生的な生活環境の保持に係る費用

農林水産費：農業や土地改良など、農林水産業の振興などに係る費用

土木費：道路や公園など、都市整備や環境整備に係る費用

消防費：消防活動など、災害に対する備えなどに係る費用

教育費：小中学校や公民館、図書館などの運営や管理などに係る費用

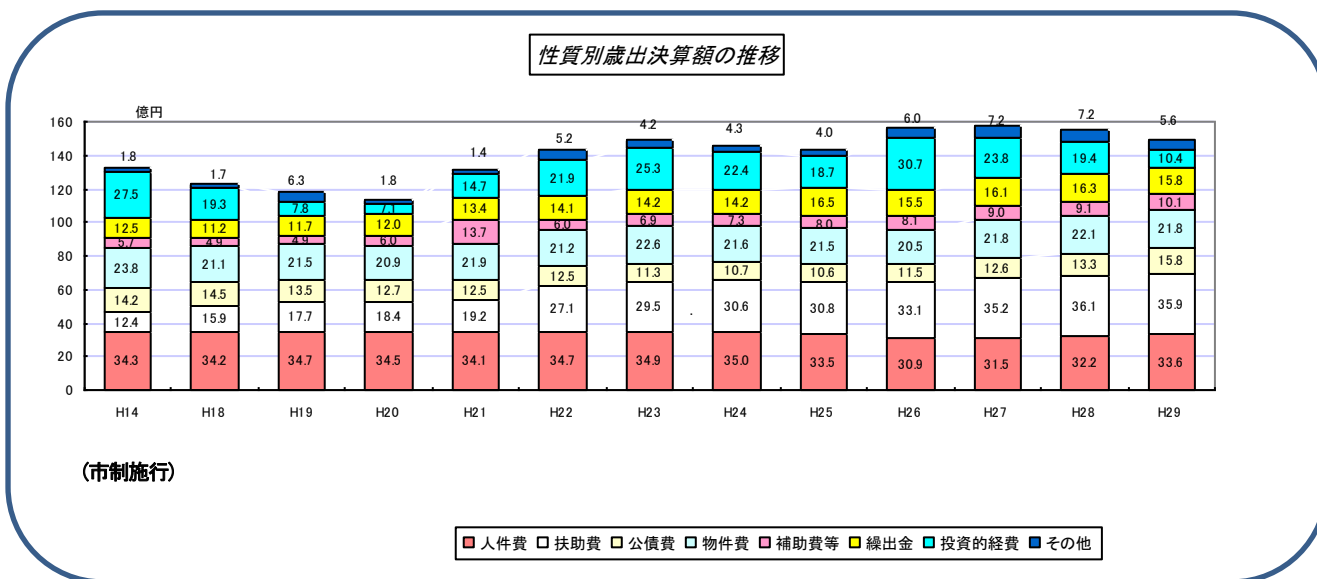
公債費：本市が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額

② 性質別歳出決算額の推移

～15年ぶりに扶助費が減少～

扶助費は、施設介護・訓練等給付費、障害児給付費、更生医療給付費などの増加があるものの、年金生活者等支援臨時福祉給付金や臨時福祉給付金の終了、子ども医療費助成扶助費や児童手当・特例給付などが減少したことにより、前年度と比べて1,561万4千円（△0.4%）減となり15年ぶりに減少となりました。

扶助費全体では縮小となったが、施設介護・訓練等給付費、障害児給付費などは、今後伸びる傾向にあると見込まれる。



※ その他：維持補修費、積立金、投資及び出資金、貸付金

【年度ごとの主な増減理由】

平成18年度 …普通建設事業費は微増、給与改定等に伴う人件費の減や償還終了に伴う公債費の減により、歳出全体では前年度とほぼ横ばい

平成19年度 …償還終了に伴い公債費が減

平成20年度 …老人保健繰出事業など繰出金、基金積立金の減額により減

平成21年度 …定額給付金及び子育て応援特別手当給付事業による補助費等の増

平成22年度 …子ども手当支給開始による扶助費の増

平成23年度 …民間保育所の開設による扶助費、ごみの処理施設整備による投資的経費の増

平成24年度 …障害者福祉費や生活保護費などの社会保障に要する扶助費は増、新クリーンセンターの完成に伴い、投資的経費と物件費が減

平成25年度 …人件費は、国に準じた給与臨時特例等により減、障害者福祉費などの社会保障に要する扶助費は引き続き増

平成26年度 …人件費は、職員退職手当について、千葉縣市町村総合事務組合において負担率の見直しによる減、障害者支援や臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金などで扶助費の増。学校給食センター施設統合事業などにより投資的経費増

平成27年度 …障害者支援や臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金などで扶助費は引き続き増。投資的経費は、新保健センター等建設整備事業などの増があるものの、学校給食センター施設統合事業などの完了により減

平成28年度 …障害者福祉費や児童福祉総務費などで扶助費は引き続き増。投資的経費は、子ども・子育て環境整備工事などの大規模事業がありましたが、新保健センター等建設整備事業などの完了により減

平成29年度 …人件費は、人事院及び千葉県人事委員会勧告に基づく給与改定を実施したことにより増、公債費も大口借入の元金償還据置き期限を迎えたことによる増、投資的経費は、子ども・子育て支援事業の子ども・子育て環境整備事業の終了とインフラ整備全体の事業規模を見直したことによる減

～ 性質別とは～

人件費： 職員の給料、退職金、議員報酬や委員報酬などに係る費用
 扶助費： 法などにに基づき、被扶助者に対して支給する費用、各種サービスなど
 公債費： 本市が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額
 物件費： 臨時職員賃金や旅費、備品の購入、委託料などに係る費用
 補助費等： 各種団体への負担金や補助金などに係る費用
 繰出金： 一般会計と特別会計の相互間で支出される費用
 投資的経費： 支出の効果が資本形成に向けられ、施設等が将来に残るものに支出される経費

③ 人件費の推移

人件費は毎年義務的に支出される経費の一つです。人件費が歳出全体に占める割合は大きく、平成29年度決算では全体の22.5%となっています。

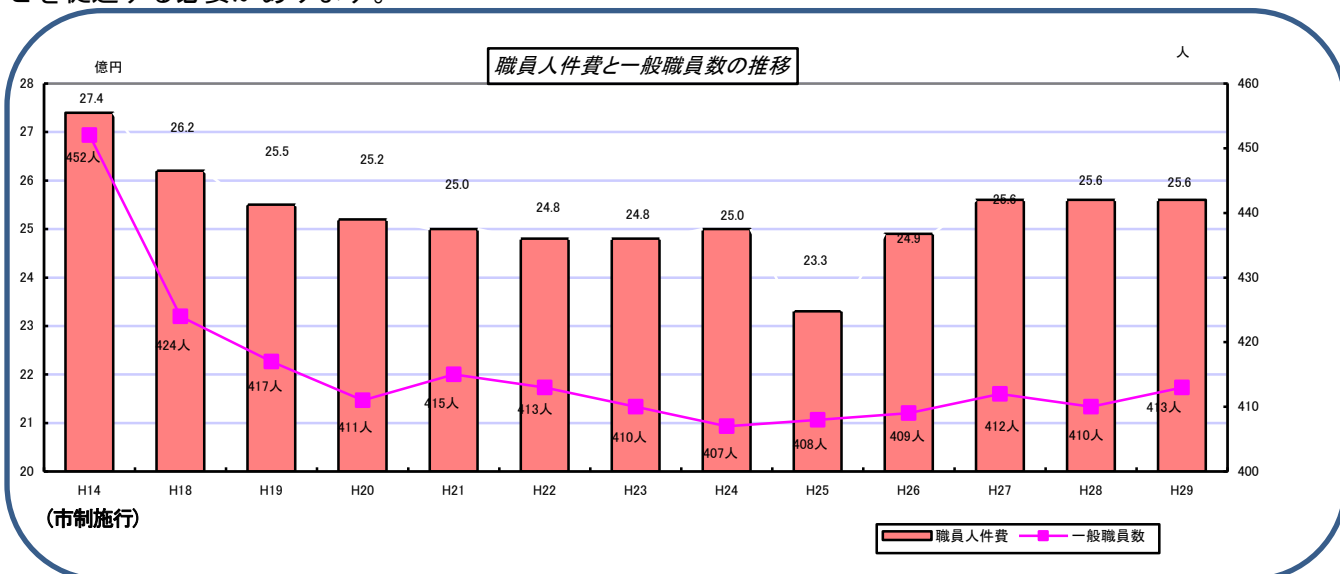
人件費には特別職や議員、委員等への報酬も含まれますが、多くは職員に関する人件費です。職員人件費には職員給料の他、諸手当（児童手当を除く）・共済組合等負担金・災害補償費など、職員を任用するにあたり必要な経費が含まれます。

＜職員数と職員人件費＞

職員手当や職員の人数については行政改革により計画的に削減をおこなってきました。平成29年度は平成14年度と比べると職員数は約9.1%少なくなっています。

一方で、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）、「義務付け・枠付けの更なる見直しについて」（第3次見直し）などにより、市への権限移譲が進んでおり、業務量が増加していることから、職員の更なる削減も難しいものとなることが予想されます。今後は、市の人口急増期に採用された職員が定年を迎えていくことから、再任用制度の更なる活用を図りながら定員管理と人件費抑制に努める必要があります。

また、民間活力の導入、事務処理の効率化など費用対効果を見極めながら、協働の視点にたった行政運営などを促進する必要があります。



※ グラフの「一般職員数」は、右目盛り

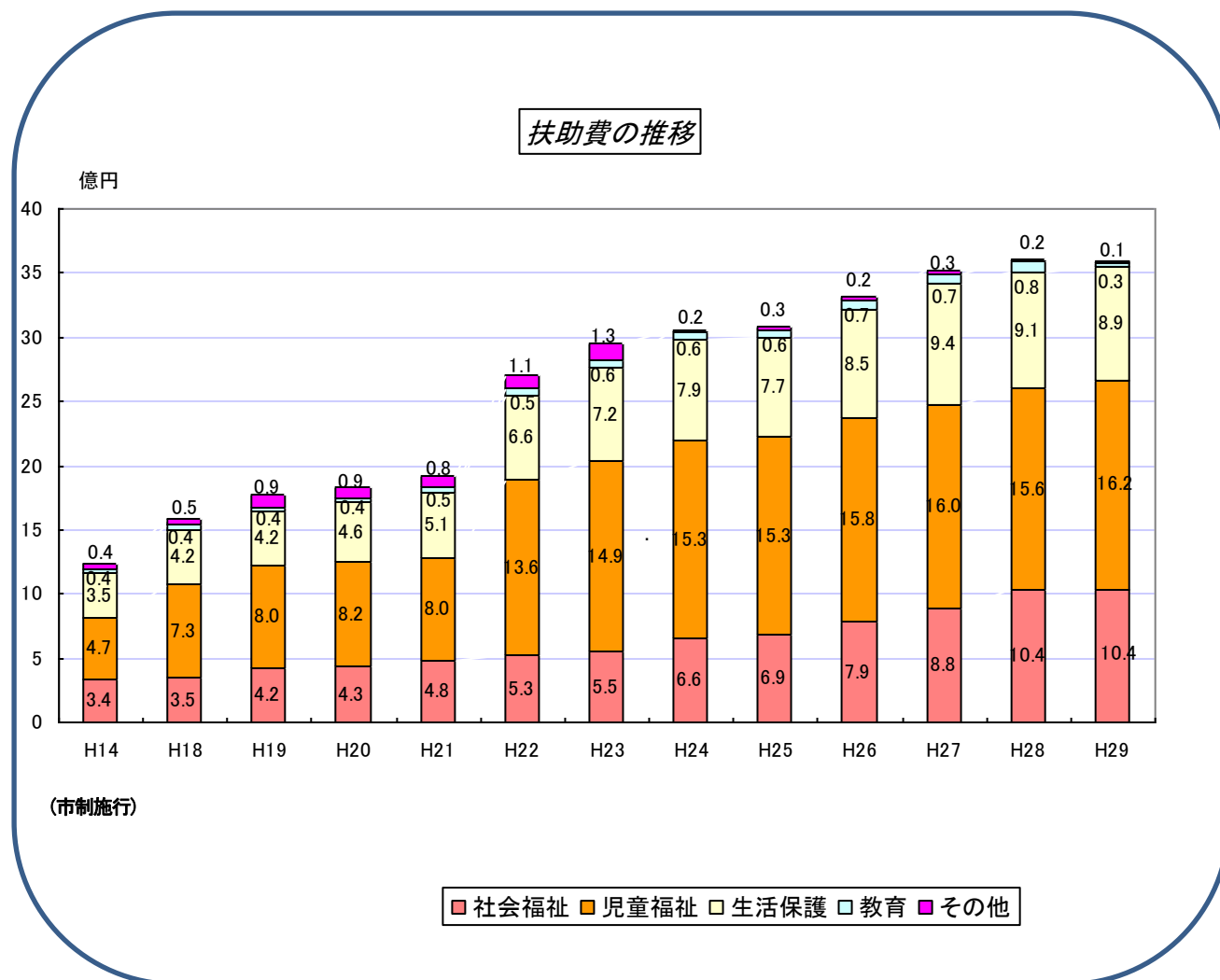
※ 決算統計では、人件費の一部（建設事業などに要した人件費）を投資的経費として分類しますが、この表では分類せず、合算しています。

④ 扶助費の推移【目的別・財源別】

～ 扶助費 6年連続30億円を突破～

扶助費は、社会保障制度の一環として生活困窮者や児童、高齢者、心身障がい者等を援助するため、サービスの提供や手当を支給するための経費です(介護保険、後期高齢者医療保険などは除きます)。

平成29年度の扶助費の決算額は35億9,215万3千円で、前年度比1,561万4千円の減少となりました。主な要因は、年金生活者等支援臨時福祉給付金や臨時福祉給付金の終了、子ども医療費助成扶助費や児童手当・特例給付などの経費が減少したことによるものです。



～ 扶助費の目的別内訳の主な内容 ～

社会福祉費：身体、知的、精神障がい者等に対する扶助など

児童福祉費：保育所の運営費（人件費を除く）や児童手当など

生活保護費：生活保護法による生活、教育、医療扶助など

教育費：教育扶助（小・中学生に対する学用品費扶助等）など

その他：老人医療助成などの老人に対する扶助、衛生扶助（予防接種等）など

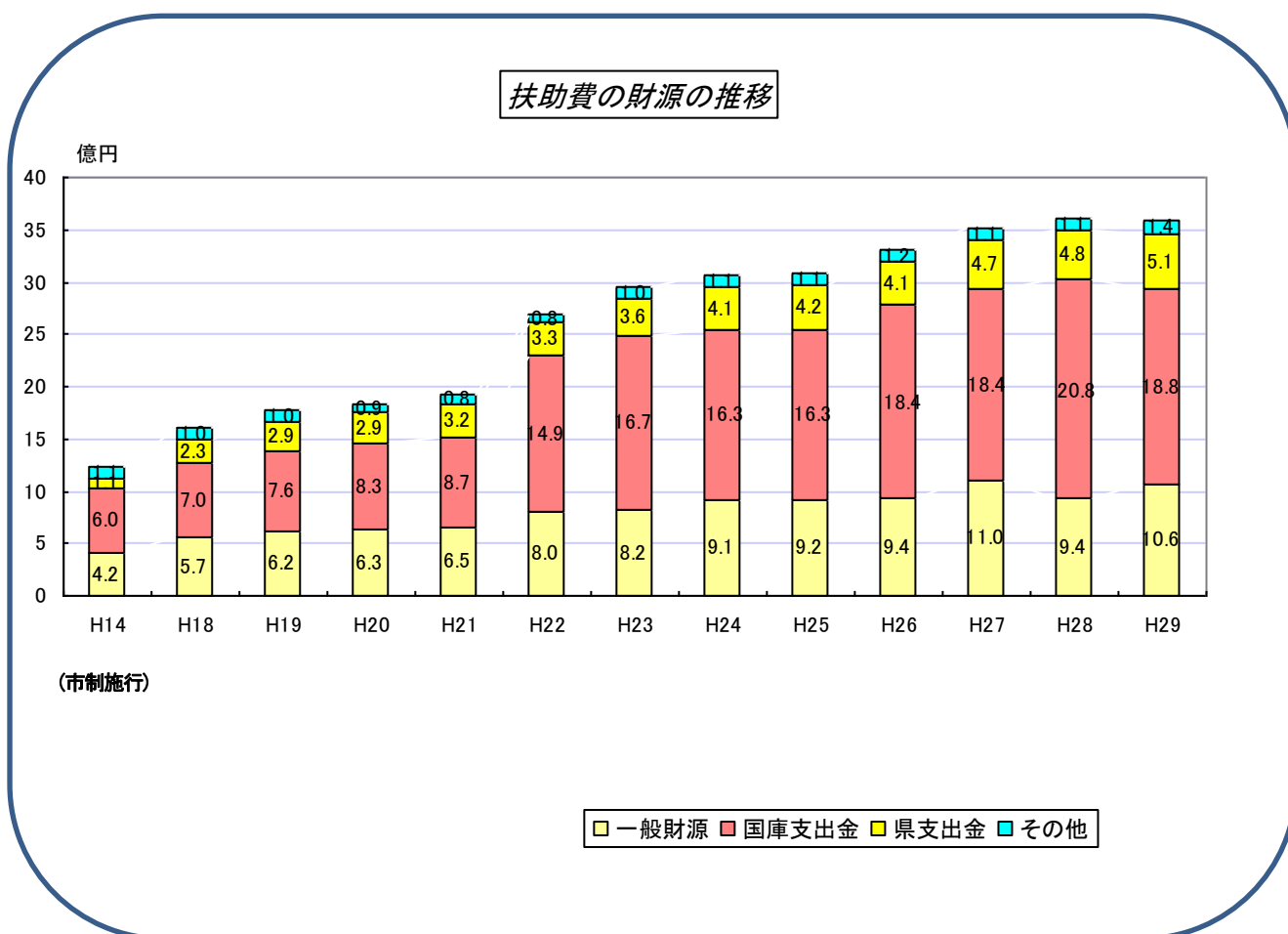
【扶助費の財源別内訳】

扶助費については、その多くが国で定めた法(制度)に基づき実施されるものが多く、その財源内訳についても、これらの制度設計により定まっています。

平成14年度と比較すると、平成29年度は23億5,057万9千円(289.3%)増の35億9,215万3千円となっています。

その財源内訳としては、国が12億8,058万4千円(312.3%)増の18億8,366万2千円、県が3億9,782万5千円(453.9%)増の5億1,022万4千円、市が6億3,443万3千円(251.4%)増の10億5,347万6千円となっています。

一方、保育所保護者負担金などのその他財源については、3,773万7千円の増となっており、15年間1億円程度で推移しています。



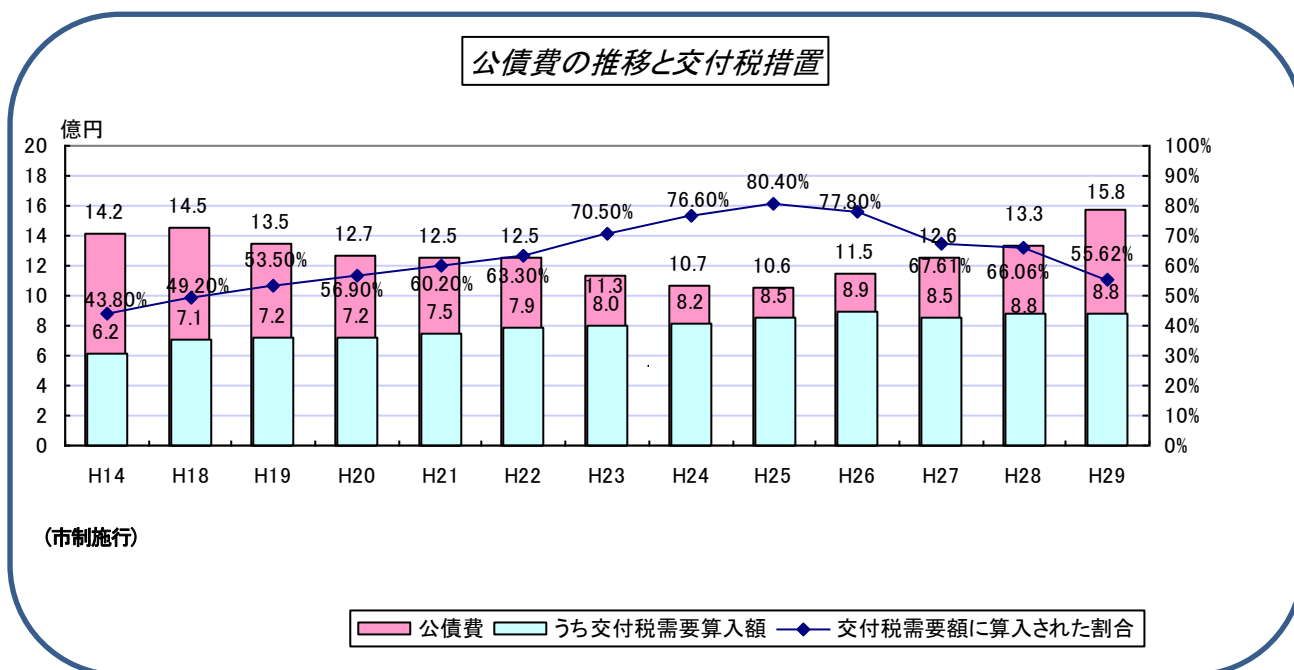
※ その他財源 : 保育所保護者負担金など

⑤ 公債費の推移と交付税措置

公債費とは、過去に発行した地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いをいいます。

平成29年度の公債費は15億7,961万1千円で、前年度より2億5,073万2千円増加しました。

公債費が多いと市の財政が硬直化するため、将来の地方債の発行を抑えるなどプライマリーバランス（基礎的財政収支）を意識した財政運営を行っていかねばなりません。



※ グラフの「交付税需要額に算入された割合」は、右目盛り

※ 普通会計では、借換債は歳入と歳出それぞれから控除するため、決算額には含まれません。

公債費の財源内訳を見てみると、平成17年度以来、徐々に交付税に算入される割合が増加傾向にあります。

これは、交付税の財源不足により発行される臨時財政対策債など交付税措置のある地方債が増えていることによるものです。

(交付税の総額は国の地方財政計画に左右され、総額が減額されれば公債費として措置される額が増加しても他の項目で措置される額が減額になることがあり、公債費分の増加がそのまま普通交付税の交付額に反映されるというわけではありません。)

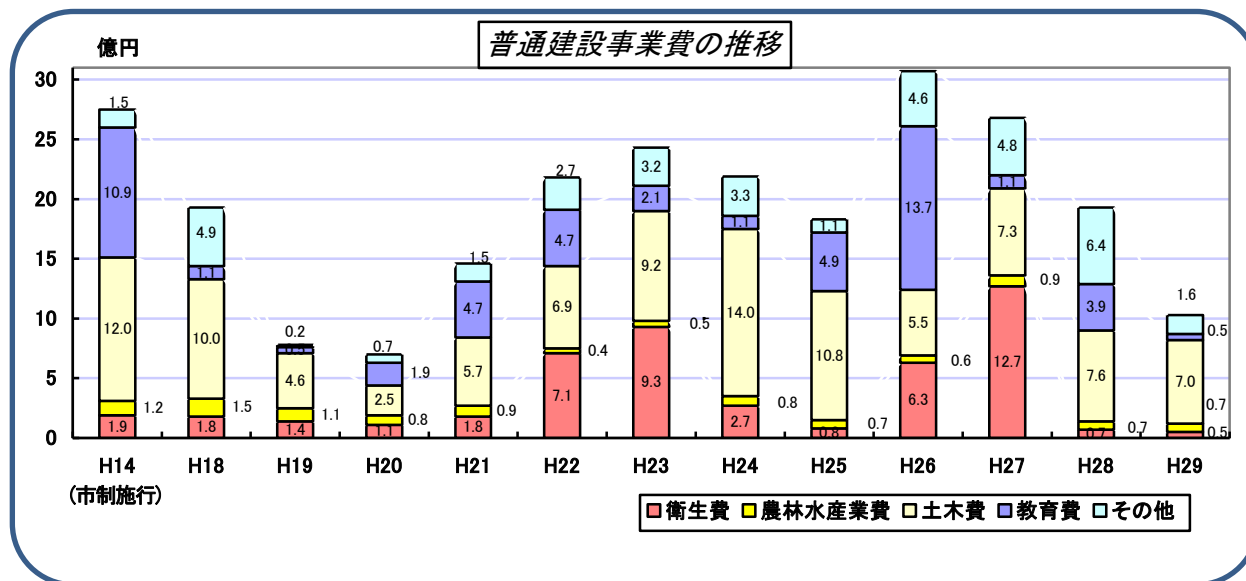
⑥ 普通建設事業費の推移【目的別・財源別】

普通建設事業費は、道路や学校などの社会資本整備のために支出した経費です。

平成29年度の普通建設事業費の決算額は10億2,770万8千円で、前年度比9億286万9千円の減となり、平成27年度から3年連続で減少しました。

今後は、本市の発展とともに整備した道路や学校などの公共資産の総合的かつ計画的な管理による老朽化への対応などが求められています。

このような状況下であるが、「後期基本計画」の推進はもとより「まち・ひと・しごと創生総合戦略」による地方創生事業等、住民サービスに配慮しつつ、引き続き取り組んでいきます。



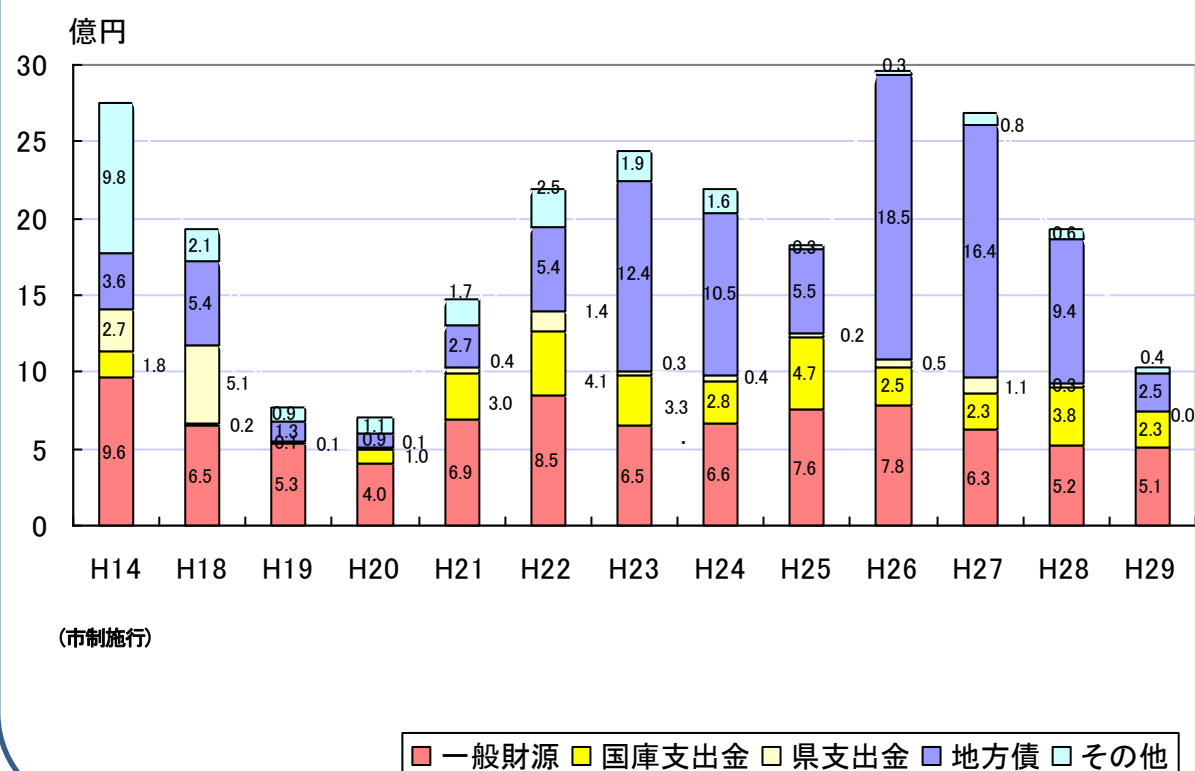
※ その他：議会費、総務費、民生費、商工費、消防費、災害復旧費

【普通建設事業の財源別内訳】

道路や学校など長期間使用するものを建設する普通建設事業費では、一般財源のほか、地方債や国県支出金などを財源としています。年度によって投資的経費の総額は大きく増減しますが、大規模事業を行う際には、国県支出金を確保したり地方債を活用したりすることで、一般財源が大きくなりすぎないようにしています。

また、地方債には、道路や学校など、建設年度には多額の費用が必要となりますが、その施設は10年後も20年後も利用されることになり、建設当時の住民だけが、費用を負担するのではなく、施設を使用していく将来の住民にも負担してもらい、世代間の費用負担を公平にする機能があります。

普通建設事業の財源内訳



※ その他：基金取り崩し、繰越金、財産収入、諸収入など

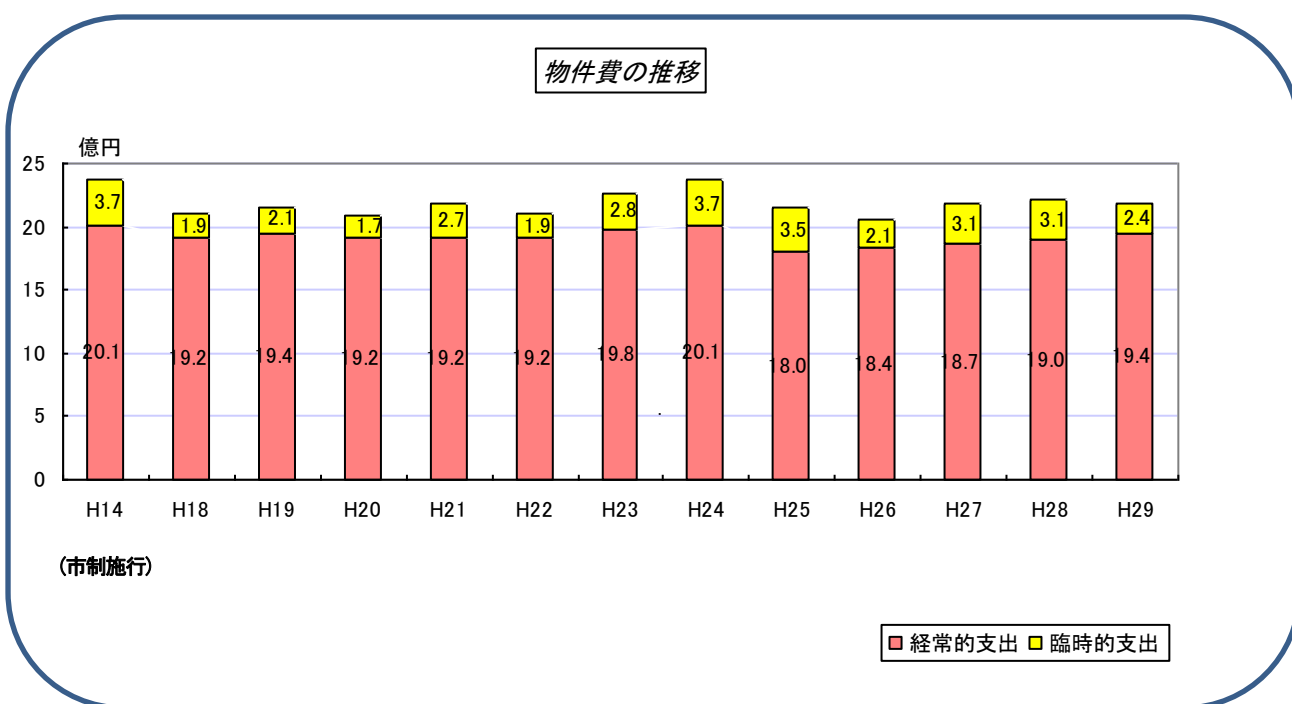
⑦ その他の経費の推移【経常的物件費，補助費等，繰出金】

【 経常的物件費 】

経常的物件費とは，委託料，需用費，役務費，備品購入費などの消費的な経費です。

平成29年度の経常的物件費の決算額は21億7,892万2千円で，前年度と比較すると3,360万1千円減少しました。

富里市の経常的な物件費は，18億円から20億円で横ばいの状況ですが，人員削減や事務の効率化を進めると，それに伴い外部委託費や臨時職員賃金，OA機器など事務機器の維持といった経常的物件費を押し上げる要素の増加が予想されます。そのような中でいかに経常的物件費を抑制していくかが課題となります。



【 補助費等 】

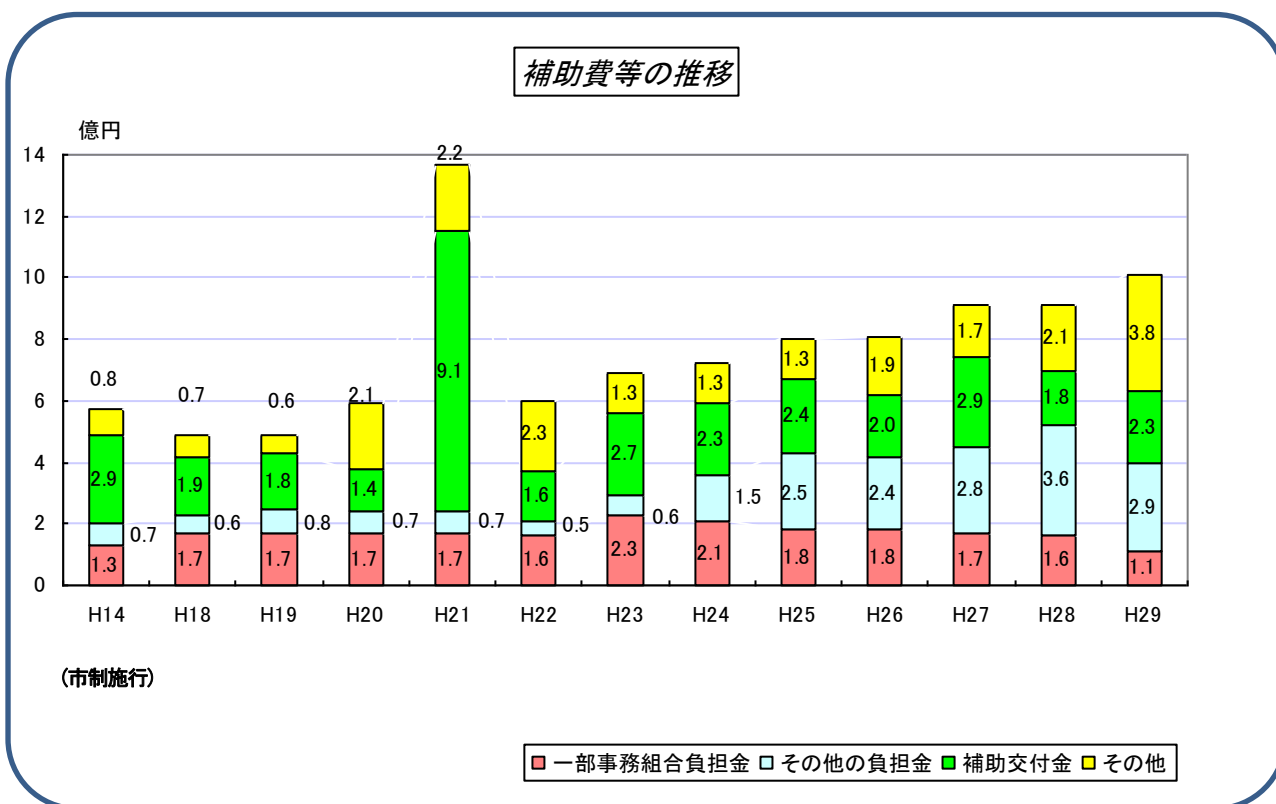
補助費等とは、様々な団体への負担金や補助金、個人等への報償費や補償費などです。

平成29年度の補助費等の決算額は10億666万7千円で、前年度比9,313万9千円の増となりました。

千葉県後期高齢者医療給付費負担金、生活保護費等国庫負担返還金、市町村振興協会助成金返還金等のその他負担金が増えたことが主な要因です。

平成25年度からその他の負担金が増加していましたが、成田富里いずみ清掃工場維持管理負担金などの減により、その他の負担金が2年ぶりに減少しました。

また、ここでは一部事務組合に対する負担金が支払われています。一部事務組合とは事務を広域的、効率的に処理するために設立したもので、し尿処理、広域水道、後期高齢者医療関係など、いくつかの事務を一部事務組合で処理しています。



【 繰出金 】

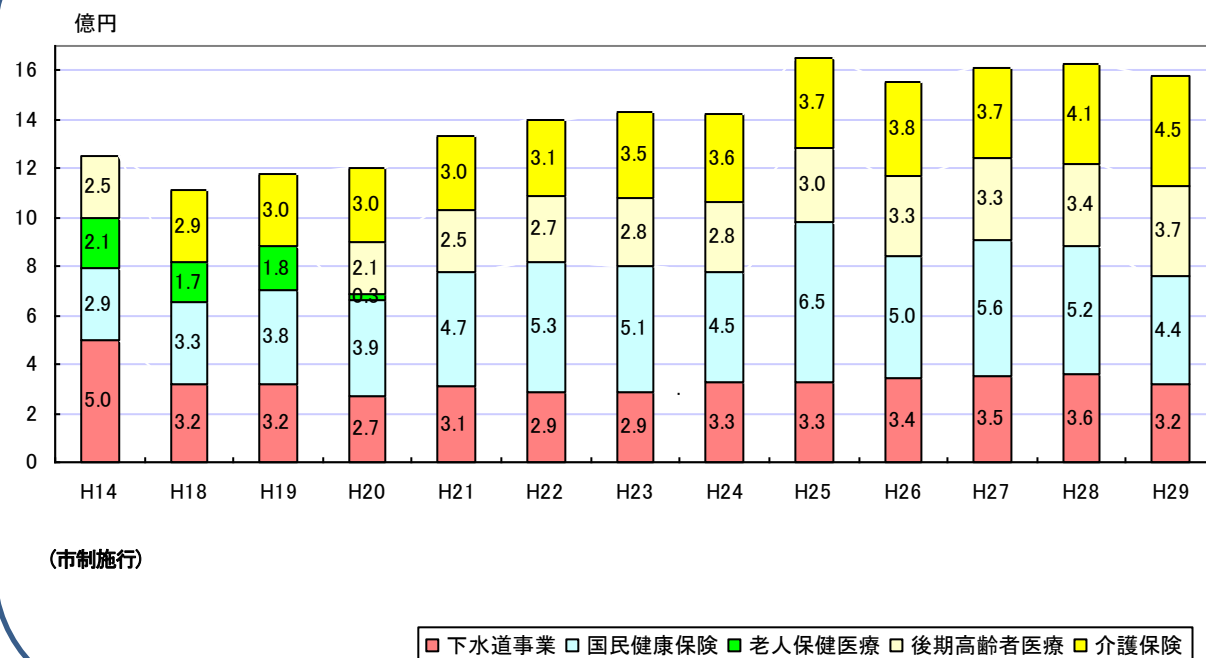
繰出金は、普通会計から特別会計（公共用地取得事業特別会計は普通会計のため含まれません）に対して支出した経費です。特別会計では、独立採算性が原則とされていますが、公益上などの観点から普通会計で負担すべきものについて、繰出基準が設けられています。

平成29年度の繰出金の決算額は15億8,004万4千円で、前年度比4,978万3千円減少しました。

平成12年度に介護保険事業特別会計が設置されて以降、後期高齢者医療事業や介護保険事業といった社会保障のための特別会計に対する繰出金は、給付対象者の増などにより増加傾向にあります。

特別会計では、法令等に基づく繰入金以外は独立採算で行うのが原則ですが、現実的には基準外の繰入が必要となっています。厳しい市財政の現状からも、今後は市の独自ルールなど、繰出金の基準についての議論が必要です。

繰出金の推移



～ 富里市の特別会計 ～

下水道事業特別会計：地方財政法第6条の規定により設置したもの。

国民健康保険事業特別会計：国民健康保険法第10条の規定により設置したもの。

後期高齢者医療事業特別会計：高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定により設置したもの。

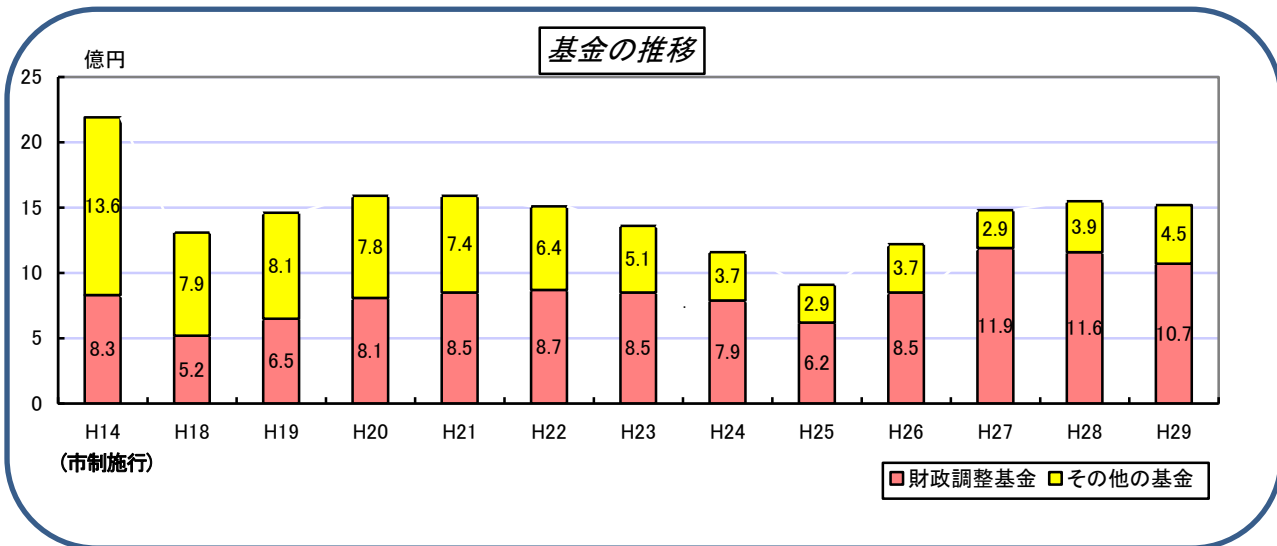
介護保険事業特別会計：介護保険法第3条の規定により設置したもの。

(4) 基金の状況【残高の推移】

～基金現在高は4年ぶりに減少～

基金は将来の支出に備えるためのいわば貯金です。平成29年度末の普通会計の基金現在高は15億1,613万4千円で、前年度と比べて3,500万3千円減少しました。減少の主な要因は、財源調整のため財政調整基金を取り崩したこと、及び七栄新木戸地区土地区画整理事業に、公共施設整備基金を取り崩したことによるものです。財政調整基金は、財源を調整し急激な税の落ち込みや災害などに備えるためのお金です。この基金の適正規模は、標準財政規模の10～15%が適正額といわれています。富里市の場合、平成29年度の標準財政規模は91億6,099万5千円ですので、9億1,609万円から13億7,414万円程度が適正規模となります。本市の場合、今後、財政調整基金の取り崩しを抑制し、持続可能な財政運営を行うかが今後の課題となります。

その他の基金は、特定の目的のために積み立てを行っているもので、公共施設整備基金、教育施設整備基金、衛生施設整備基金、保健福祉基金などがあります。



(単位: 円)

基金名	平成28年度末	増減額	平成29年度末
財政調整基金	1,163,854,315	△96,401,178	1,067,453,137
教育施設整備基金	17,687,000	824,000	18,511,000
衛生施設整備基金	51,725,000	703,000	52,428,000
公共施設整備基金	96,398,440	△37,915,000	58,483,440
減債基金	153,675,000	100,137,000	253,812,000
保健福祉基金	15,754,000	53,000	15,807,000
庁舎整備基金	28,389,898	2,023,960	30,413,858
一世紀社会福祉基金	2,069,000	1,000	2,070,000
ふるさと応援基金	4,231,285	1,418,342	5,649,627
富里第二工業団地公共下水道整備基金	0	0	0
安全なまちづくり基金	7,640,000	△1,921,000	5,719,000
富里市東日本大震災復興基金	9,714,000	△3,927,000	5,787,000
合計	1,551,137,938	△35,003,876	1,516,134,062

(5) 地方債の状況【残高の推移(目的別)】

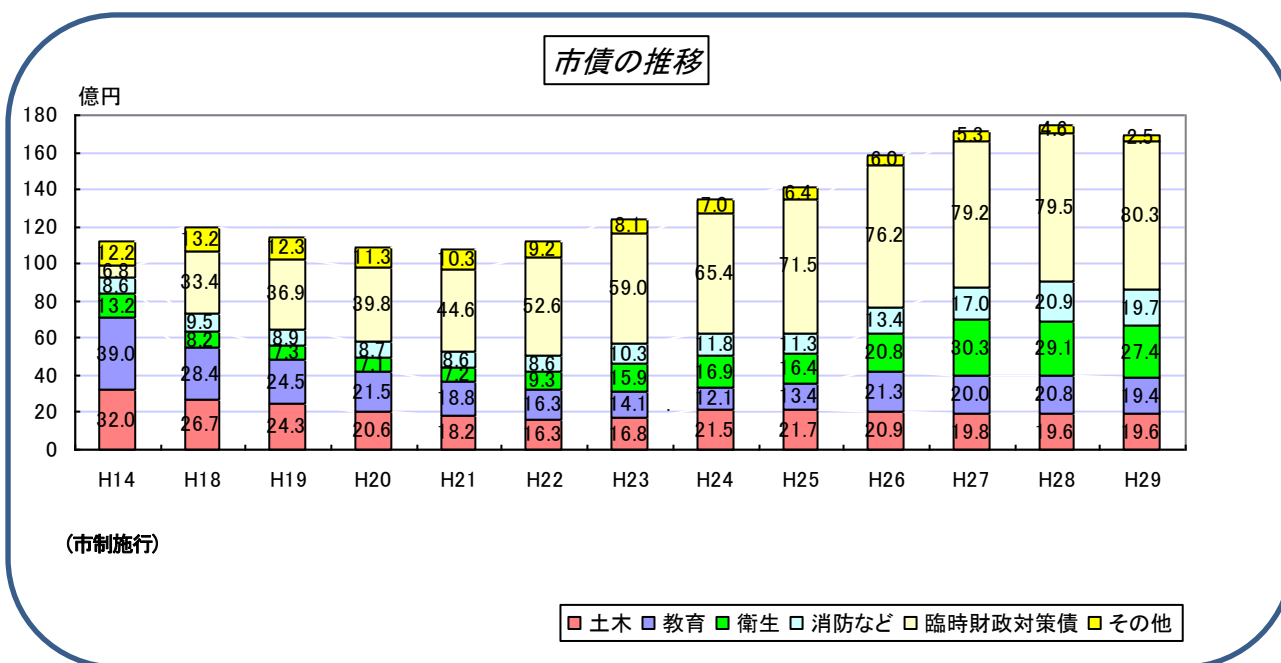
～地方債残高は8年ぶりに減少～

平成29年度末の地方債現在高は168億8,932万3千円で、前年度比5億6,264万7千円減少しました。

平成13年度より、国の地方交付税財源が不足する場合に地方が不足分を穴埋めする形で臨時財政対策債を発行する制度が実施され、現在、その現在高は80億3,223万7千円(全体47.6%)に至っています(この地方債は、償還額については原則として全額が普通交付税の積算に含まれます)。

地方債の発行が多額になると、将来、元利償還金の支払いにより、財政の硬直化を招く可能性があります。

今後も引き続き大口の地方債償還が控えており、増嵩が見込まれるため、新規地方債の発行に際しては、その事業効果の精査と公債費負担の中長期的な平準化に配慮するように努めてまいります。



～ 内 容 ～

普通債

- 土木 : 道路、街路、公園、土地区画整理事業などの都市基盤整備に係る地方債。
- 教育 : 学校施設(小・中学校、給食センター)や社会教育施設(図書館等)の整備に係る地方債。
- 衛生 : 衛生施設(ごみ処理施設、上水道出資など)の整備に係る地方債。
- 消防など : 総務(防災行政無線整備事業等)、民生(保育所等)、衛生(水道出資等)、農林水産(用水事業等)、消防(車両等)の整備、災害の復旧などに係る地方債。
- 臨時財政対策債 : 地方財源の不足に対処するため、従来の国の交付税特別会計借入金による方式にかえて、平成13年度以降、地方財政法第5条の特例となる地方債を各地方公共団体において発行することとされた地方債で、実質的には普通交付税の振替財源です。
- その他 : 地方財政対策として一般財源の不足額を補てんするために発行した地方債(公共施設等の整備以外のために発行した地方債)。臨時財政対策債は除く。
- 〈減税補てん債〉 国の減税政策により個人住民税の減税が実施された場合、その減収額を埋めるため借り入れる地方債。平成6～8年度及び平成10年度以降発行しています。平成11年度からは恒久的減税に伴う地方税の代替的な財源として、地方特例交付金が創設され、減収額の3/4が交付されており、残りの1/4を減税補てん債で賄っています。平成19年度以降は廃止されました。
- 〈臨時税収補てん債〉 地方消費税導入時に税収が1年分に満たなかったため、この減収額に対して平成9年度のみ発行した地方債です。

(6) 家計簿【お家にたとえると】

富里市の平成 29 年度の決算を年間収入 5 0 0 万円の家計簿に置き換えてみます。

比較				
	内容 (市の決算)	年額(万円)	年額(万円)	
		H29 年度	H24 年度 (5 年前)	H14 年度 (市制施行)
収入	給与収入 (市税、使用料など)	2 3 6 万円 (73 億 6, 027 万円)	2 1 4 万円	2 2 0 万円
	親からの仕送り (国・県支出金、地方交付税など)	1 9 3 万円 (60 億 2, 565 万円)	1 7 2 万円	1 3 3 万円
	貯金などの取り崩し (繰入金)	1 8 万円 (5 億 6, 346 万 6 千円)	1 8 万円	2 7 万円
	ローン借入れ (地方債)	2 8 万円 (8 億 8, 110 万円)	6 2 万円	5 0 万円
	前年度からの繰越金 (繰越金)	2 5 万円 (7 億 6, 372 万 5 千円)	2 0 万円	1 2 万円
	収入の計	5 0 0 万円 (155 億 9, 421 万 1 千円)	4 8 6 万円	4 4 2 万円
支出	食費 (人件費)	1 0 3 万円 (33 億 5, 564 万 5 千円)	1 1 3 万円	1 1 0 万円
	医療費、教育費など (扶助費)	1 1 0 万円 (35 億 9, 215 万 3 千円)	9 9 万円	4 0 万円
	ローン返済 (公債費)	4 8 万円 (15 億 7, 961 万 1 千円)	3 4 万円	4 6 万円
	生活品購入、光熱水費など (物件費)	6 7 万円 (21 億 7, 892 万 2 千円)	6 9 万円	7 6 万円
	車両購入、家電修理 (投資的経費、維持補修費)	3 3 万円 (10 億 8, 795 万 5 千円)	7 3 万円	9 1 万円
	親類への事業援助など (補助費等)	3 1 万円 (10 億 666 万 7 千円)	2 3 万円	1 8 万円
	子どもへの仕送り (繰出金)	4 8 万円 (15 億 8, 004 万 4 千円)	4 5 万円	4 0 万円
	貯金 (積立金)	1 3 万円 (4 億 3, 465 万 2 千円)	1 0 万円	1 万円
	株の購入 (出資・投資及び貸付金)	2 万円 (8, 114 万 2 千円)	2 万円	2 万円
	支出の計	4 5 6 万円 (148 億 9, 679 万 1 千円)	4 6 8 万円	4 2 4 万円
	翌年度への繰越金	4 4 万円 (14 億 3, 384 万 3 千円)	1 8 万円	1 8 万円

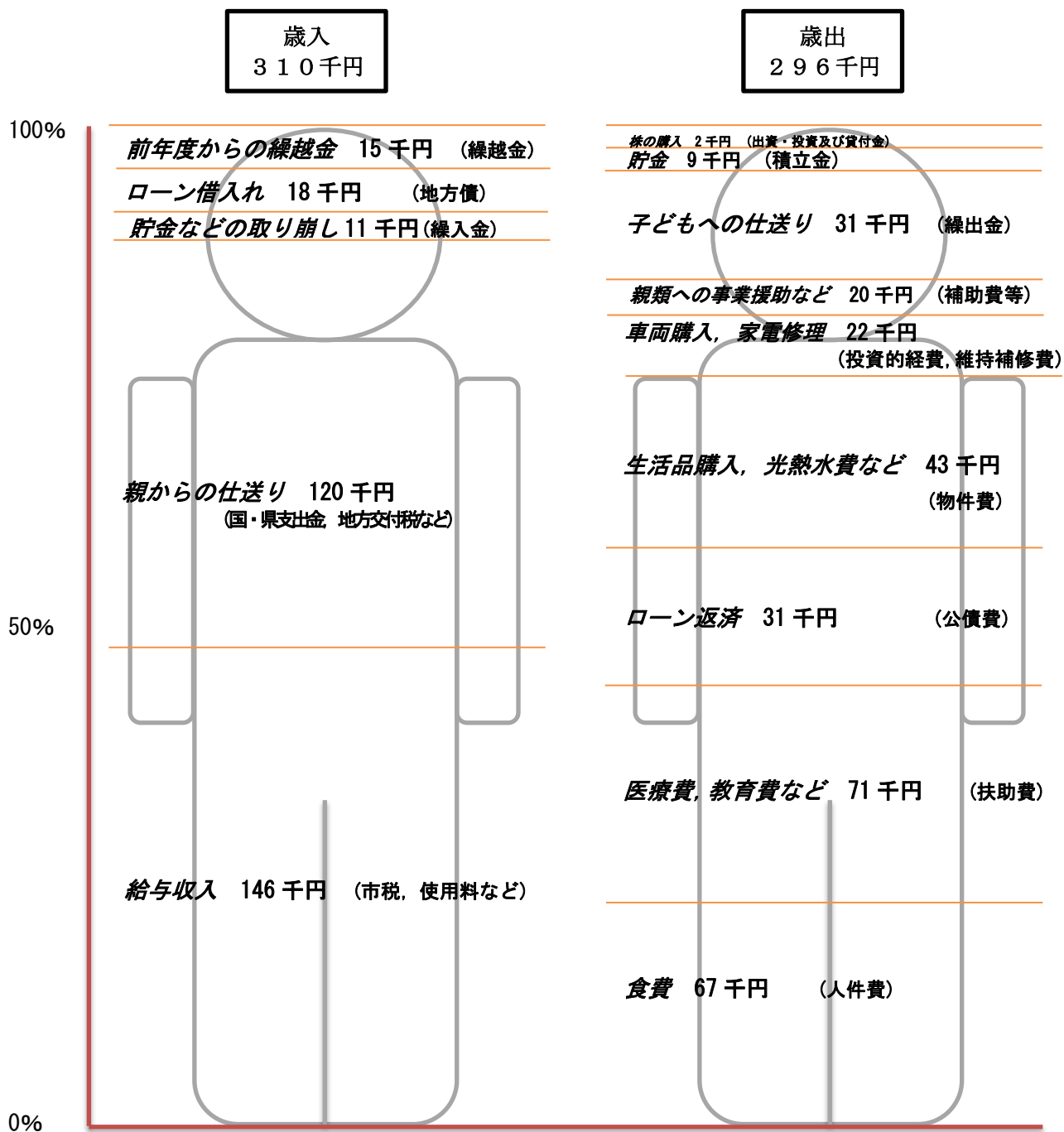
貯金の残高・・・4 6 万円 (1 5 億 1, 6 1 3 万 4 千円)

ローンの残高・・・5 1 7 万円 (1 6 8 億 8, 9 3 2 万 3 千円)

※ローン残高の一部は、普通地方交付税に算入されています。(23 頁・30 頁参照)

(7) 市民一人当たりの決算状況【人にたとえると】

富里市の歳入歳出決算を、富里市の総人口50,269人（平成29年9月末）で割ることにより、市民1人あたりの決算額を算出しました。なお、経費の分類は、家計簿（前ページ）と同じとします。



貯金の残高 . . . 30 千円
ローンの残高 . . . 336 千円

※ローン残高の一部は、普通地方交付税に算入されています。(23 頁・30 頁参照)

2 財政指標・分析

(1) 主な財政指標の推移

財政力指数などの財政指標については、類似団体の状況などが把握できることから、ここでは類似団体との比較をします。そうすることにより、財政状況の特徴を把握することが可能になります。

類似団体とは、国が全国の市区町村を「指定都市」「中核市」「特例市」「都市」「町村」「特別区」に分類した上で、さらに「都市」「町村」を人口規模や産業構造で細分化し、計35のグループに分類したものです。

富里市は、平成18年度まで「都市」のⅠ－3、平成27年度まで「都市」のⅡ－1、平成28年度から「都市」のⅠ－1に分類されています。

【都市の類型 平成29年度】

産業構造 人口構造		二次、三次 95%以上		二次、三次 95%未満	
		三次 65%以上	三次 65%未満	三次 55%以上	三次 55%未満
	類型	3	2	1	0
5万人未満	I	Ⅰ－3	Ⅰ－2	Ⅰ－1 富里市 勝浦市，鴨川市， 富津市，南房総市 匝瑳市，いすみ市 大網白里市	Ⅰ－0
5万人以上 10万人未満	Ⅱ	Ⅱ－3 四街道市， 白井市，印西市	Ⅱ－2	Ⅱ－1 八街市，山武市	Ⅱ－0
10万人以上 15万人未満	Ⅲ	Ⅲ－3	Ⅲ－2	Ⅲ－1 成田市	Ⅲ－0
15万人以上	Ⅳ	Ⅳ－3 佐倉市，八千代市	Ⅳ－2	Ⅳ－1	Ⅳ－0

千葉県内の類似団体

勝浦市，鴨川市，富津市，南房総市，匝瑳市，いすみ市，大網白里市

近県の類似団体

東京都・・・該当なし

茨城県・・・常陸大宮市，かすみがうら市

埼玉県・・・該当なし

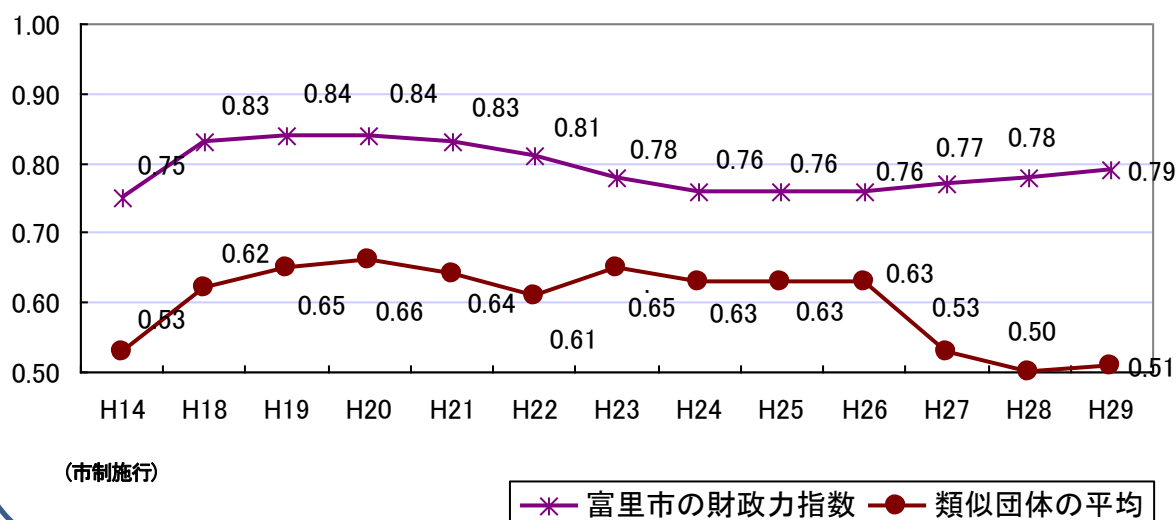
① 財政力指数

～ 0.79 前年度から0.01ポイント改善 ～

財政力指数とは、地方交付税の規定により算出した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3ヶ年の平均値をいい、地方公共団体の財政力を示す指標として用いられます。財政力指数が高いほど自主財源（地方公共団体が自ら調達できる財源）や留保財源（法定普通税収等の見込額のうち、基準財政収入額に算入されなかった額）の金額が多く、財政力が強いことになります。また、単年度の財政力指数が1を超えると、普通交付税が交付されなくなります。

富里市の平成29年度の財政力指数（3ヶ年平均）は0.79で、前年度より0.01ポイント改善しました。今後も厳しい財政状況が継続することを十分に認識の上、最大限の創意工夫に努め、今後とも歳出の削減及び歳入確保を図ります。

財政力指数の推移



【標準財政規模】…地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの

標準財政規模				
臨時財政 対策債発 行可能額	普通交付税	標準税収入額等		
		市町村民税所得割のうち 税源移譲相当額 ・地方譲与税 ・交通安全対策特別交付金 ・地方特例交付金	都市計画税を除く普通税・税交付金など	
			標準税率（75%）	留保財源 （25%）
		基準財政収入額		
普通交付税不 足財源振替額		基準財政需要額		

※ 基準財政収入額や基準財政需要額は、普通交付税の算定のために算出された見込み額で、実際の歳入や歳出の見込みを示すものではありません。

② 経常収支比率

～ 97.2% 前年度よりも4.8ポイント悪化～

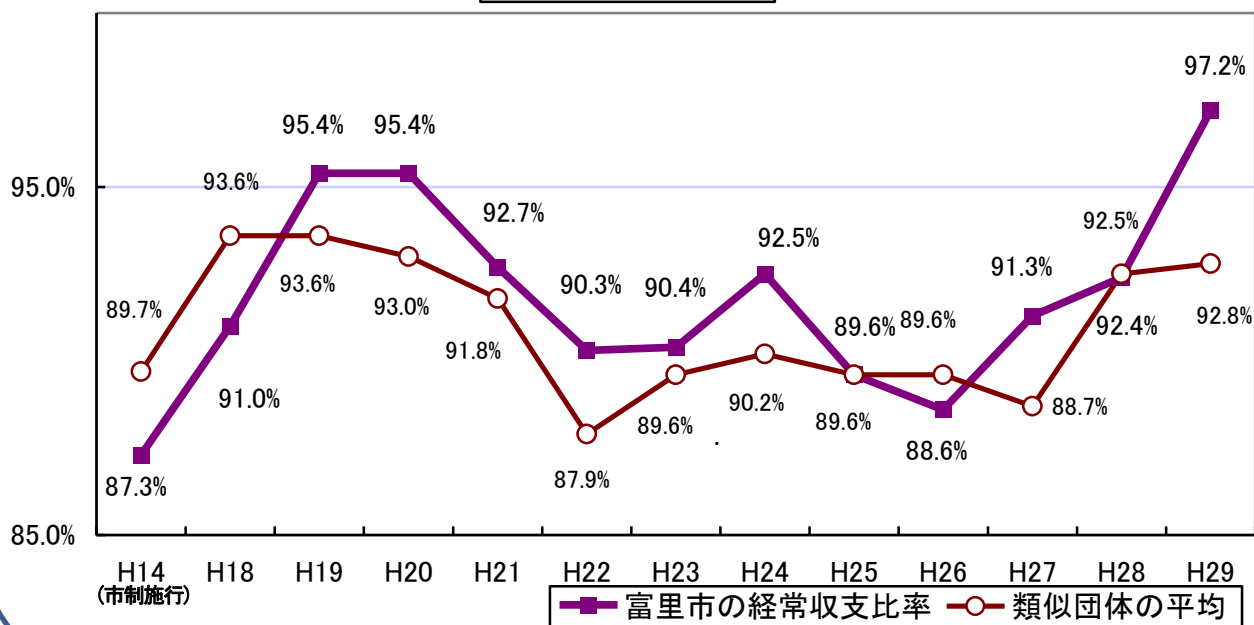
経常収支比率とは、地方税・普通交付税・地方譲与税などの毎年度経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されておらず自由に使用することができる収入（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費など、毎年経常的に支出する経費（経常経費）に、どの程度使われているかをみることにより、財政の弾力性を判断するための指標です。

平成29年度の経常収支比率は97.2%（ア/イ）で、前年度より4.8ポイント悪化しました。

主な要因は、人件費、公債費の増加など経常経費充当一般財源が577,227千円増となったことや年度間の財政状況を注視しながら、臨時財政対策債の借入を16,500千円抑制したことなどによるものです。

今後、さまざまな新しい市民ニーズに応えるためには、新たな財源を確保するか、既存の事業を見直して財源を捻出することが必要になります。

経常収支比率の推移



【歳出】

経常的経費 A		臨時的経費 B			形式収支
(D 充当)	(E 充当) …ア	(E 充当)	(F 充当)	(G 充当)	

【歳入】

経常特定財源 D		経常余剰財源 C	臨時特定財源 F		臨時一般財源 G
	経常一般財源（臨時財政対策債を含む） E …イ				

経常余剰財源（C）が大きいほど財政に弾力性があり、新たな財政需要や変化への対応が容易な状態といえます。

③ 県内他市との比較（平成 29 年度 財務指標）

順位	財政力指数		経常収支比率	
	市 名	指数	市 名	比率
1	浦安市	1.52	印西市	81.2
2	成田市	1.28	成田市	82.3
3	袖ヶ浦市	1.09	浦安市	84.8
4	市川市	1.05	香取市	87.1
5	市原市	1.01	流山市	87.6
6	君津市	1.00	旭市	89.8
7	印西市	0.99	いすみ市	88.9
8	船橋市	0.96	南房総市	89.5
9	柏市	0.95	茂原市	89.8
10	千葉市	0.94	富津市	90.3
11	八千代市	0.94	柏市	90.4
12	習志野市	0.93	市原市	90.4
13	流山市	0.93	匝瑳市	90.4
14	佐倉市	0.91	山武市	91.0
15	富津市	0.91	市川市	91.1
16	松戸市	0.90	君津市	91.1
17	白井市	0.90	勝浦市	91.2
18	野田市	0.86	白井市	92.3
19	木更津市	0.85	松戸市	92.4
20	茂原市	0.85	八街市	93.0
21	我孫子市	0.83	袖ヶ浦市	93.5
22	四街道市	0.81	鉾子市	94.1
23	富里市	0.79	木更津市	94.3
24	鎌ヶ谷市	0.77	野田市	94.3
25	東金市	0.71	船橋市	94.4
26	八街市	0.65	東金市	94.6
27	大網白里市	0.62	習志野市	94.9
28	鉾子市	0.59	鎌ヶ谷市	94.9
29	館山市	0.58	八千代市	95.6
30	香取市	0.54	館山市	95.8
31	鴨川市	0.52	我孫子市	95.9
32	山武市	0.50	鴨川市	96.6
33	旭市	0.49	千葉市	96.9
34	匝瑳市	0.48	大網白里市	96.9
35	勝浦市	0.47	富里市	97.2
36	いすみ市	0.44	四街道市	97.4
37	南房総市	0.33	佐倉市	98.3
前年度の富里市				
	23位	0.78	17位	92.4

(2) 健全化判断比率の状況

平成29年度決算に基づき算出した4つの健全化判断比率は、いずれの指標も早期健全化基準を下回りました。詳細は、次のとおりです。

今後も行財政改革に取り組み、健全な財政運営に努めていきます。

① 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う『一般会計等の赤字』の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

区 分	実質赤字比率
平成 29 年度	—
平成 28 年度	—
平成 27 年度	—
平成 26 年度	—
平成 25 年度	—
平成 24 年度	—
早期健全化基準	13.49%

※ 富里市は、赤字がないことから、「—」（該当なし）としています。

※ 早期健全化基準、財政再生基準については、平成 29 年度の基準を標記しています。

② 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む全ての会計の赤字や黒字を合算して、『富里市全体の赤字』の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標とも言えます。

区 分	実質赤字比率
平成 29 年度	—
平成 28 年度	—
平成 27 年度	—
平成 26 年度	—
平成 25 年度	—
平成 24 年度	—
早期健全化基準	18.49%

※ 富里市は、赤字がないことから、「—」（該当なし）としています。

※ 早期健全化基準、財政再生基準については、平成 29 年度の基準を標記しています。

③ 実質公債費比率

地方債などの借入金（借金）の返済額及びこれに準じる債務額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

区 分	実質赤字比率
平成 29 年度	6 . 0 %
平成 28 年度	4 . 5 %
平成 27 年度	3 . 7 %
平成 26 年度	3 . 3 %
平成 25 年度	3 . 6 %
平成 24 年度	4 . 4 %
早期健全化基準	2 5 . 0 %

※ 早期健全化基準、財政再生基準については、平成29年度の基準を標記しています。

④ 将来負担比率

一般会計等の市債などの借入金（借金）や公営企業、組合、設立法人等に対して将来支払っていく可能性のある負担等から、これらの支払いに充てることができる基金残高などを差し引いた、現時点での残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。

区 分	将来負担比率
平成 29 年度	6 6 . 5 %
平成 28 年度	6 5 . 4 %
平成 27 年度	6 2 . 1 %
平成 26 年度	6 0 . 2 %
平成 25 年度	4 9 . 0 %
平成 24 年度	2 7 . 5 %
早期健全化基準	3 5 0 . 0 %

※ 早期健全化基準、財政再生基準については、平成 29 年度の基準を標記しています。

④ 県内他市との比較（平成 29 年度 健全化判断比率）

（単位：％）

順位	実質公債費比率		将来負担比率	
	市 名	比率	市 名	比率
1	船橋市	0.0	市川市	-
2	市川市	0.7	佐倉市	-
3	袖ヶ浦市	0.7	旭市	-
4	松戸市	0.9	柏市	-
5	白井市	1.1	我孫子市	-
6	鎌ヶ谷市	1.2	四街道市	-
7	我孫子市	1.3	印西市	-
8	佐倉市	2.5	南房総市	-
9	木更津市	2.9	山武市	-
10	印西市	3.1	浦安市	4.8
11	流山市	3.3	松戸市	5.2
12	四街道市	3.5	船橋市	7.5
13	東金市	3.6	袖ヶ浦市	8.7
14	習志野市	3.7	白井市	15.3
15	柏市	4.1	木更津市	19.1
16	君津市	5.0	八街市	20.3
17	匝瑳市	5.6	習志野市	26.6
18	館山市	5.8	匝瑳市	27.5
19	市原市	6.0	君津市	28.1
20	富里市	6.0	鎌ヶ谷市	28.2
21	成田市	6.3	流山市	30.6
22	浦安市	6.6	八千代市	33.5
23	八千代市	6.8	野田市	46.4
24	八街市	6.9	市原市	49.7
25	勝浦市	7.3	いすみ市	50.2
26	野田市	7.5	香取市	55.2
27	南房総市	7.7	館山市	66.0
28	大網白里市	7.8	富里市	66.5
29	いすみ市	8.3	大網白里市	73.9
30	旭市	8.5	富津市	80.6
31	香取市	8.5	成田市	81.0
32	山武市	9.3	勝浦市	86.9
33	富津市	9.9	茂原市	100.3
34	茂原市	10.3	東金市	102.7
35	鴨川市	10.8	鴨川市	105.4
36	銚子市	13.7	千葉市	159.4
37	千葉市	15.8	銚子市	163.8

前年度の富里市

	15位	4.5	27位	65.4
--	-----	-----	-----	------

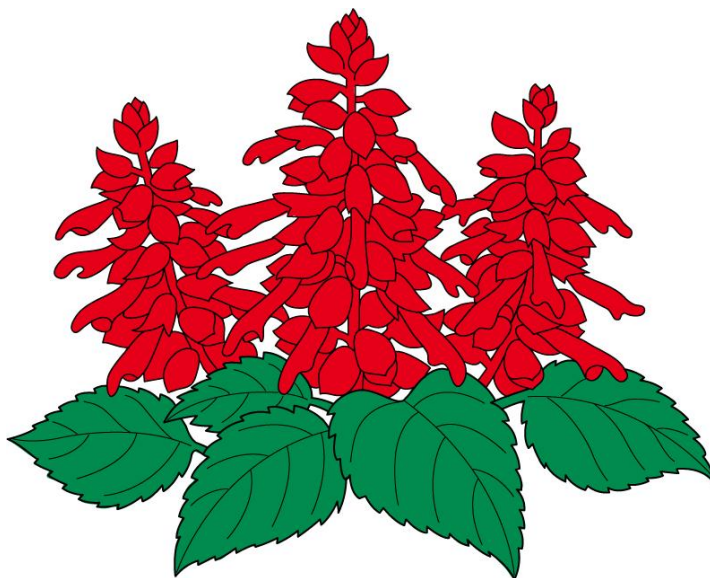
第3部 地方公会計制度による分析

1 地方公会計制度について

(1) 地方公会計改革の背景

平成17年に閣議決定された「行政改革の重要方針」及び平成18年6月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」において、資産・債務改革が位置付けられたのを契機に、地方公共団体における公会計の整備が要請され、財務書類4表（「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」及び「資金収支計算書」）の作成及び公表が求められています。このような流れを受け、平成26年4月30日に、総務省から「今後の新地方公会計の推進に関する研究報告書」が公表され、この中で、**固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準**が示されました。

※統一的な基準による財務書類の詳しい内容については別冊の「平成29年度富里市財務書類」をご参照ください。



(市の花 サルビア)

市 民 憲 章

北総台地の自然の中で健康で豊かな生活と香り高い文化を育て人と人とのふれ合いを大切に心のかようまちをつくるためここに市民憲章を定めます

- 一 豊かな大地を愛し 歴史と伝統を誇る まちをつくりましょう
- 一 人と平和を愛し 世界にひらく まちをつくりましょう
- 一 花と緑を愛し 心身ともに健康な まちをつくりましょう
- 一 若い力を育て 勤労を愛し活力ある まちをつくりましょう
- 一 郷土と文化を愛し 調和のある まちをつくりましょう

富里市 総務部 財政課（平成31年3月）
address：〒286-0292 富里市七栄652番地1
tel：0476-93-1115 fax：0476-93-9954
e-mail：zaisei@city.tomisato.lg.jp
URL：http://www.city.tomisato.lg.jp